

第2章 事務手続きに関する審査基準

第1節 申請に関する基準

第1 危険物規制に関する事務処理の基本フロー

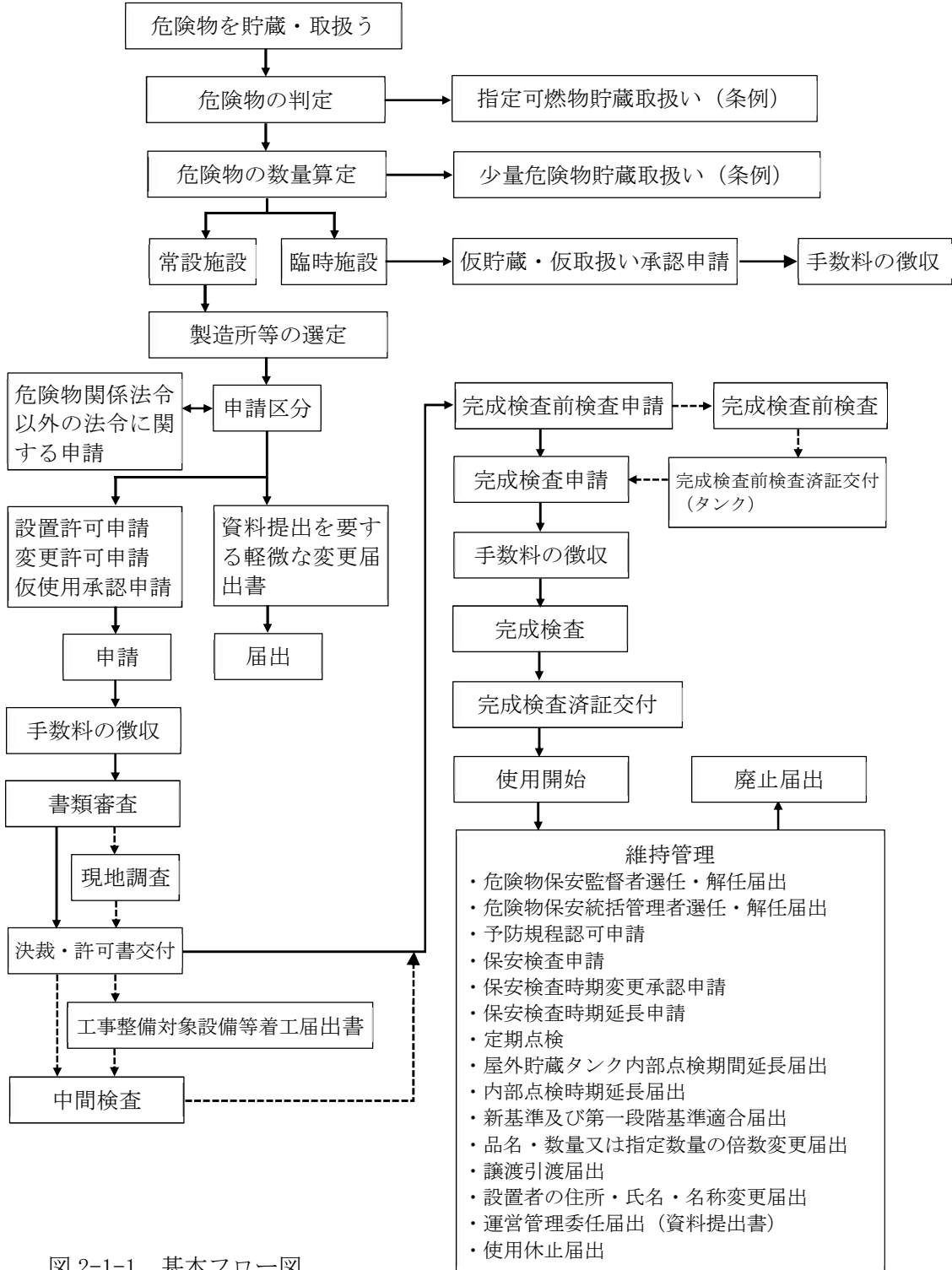


図 2-1-1 基本フロー図

第2 標準事務処理期間

申請に基づき許認可等を行うための事務処理に係る標準事務処理期間は、おおむね次の期間とする。なお、この期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により必ずしも一定ではない。また、その申請について危政令第23条の特例適用が含まれるなど、特段の事由がある場合についても、この限りではない。

1 次の各号に掲げる期間は、標準事務処理期間に算入しないものとする。

- (1) 宇都宮市の休日を定める条例（平成元年3月7日条例第4号）第1条に定める休日の日数（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの期間）
- (2) 申請の不備、その他の事由による補正及び必要な書類等の追加に要する日数
- (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数

2 標準事務処理期間の起算日及び満了日

標準事務処理期間の起算日は、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により、申請の翌日とし、同法第141条及び第142条の規定により、期間の末日の終了をもって満了する。また、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

これによらない場合は、申請日の翌日から許可証等交付日までで算定する。

申請区分	標準処理期間
危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請	7日
危険物製造所等設置許可申請	21日
危険物製造所等変更許可申請	14日
危険物製造所等仮使用承認申請	14日
予防規程制定・変更認可申請	14日
危険物製造所等完成検査申請	7日
危険物製造所等完成検査済証再交付申請	7日
危険物製造所等完成検査前検査申請	7日
保安検査申請	14日
臨時保安検査	14日
保安検査時期変更承認申請	14日

表 2-1-1 標準処理期間

第3 申請の区分

製造所等の設置又は変更許可申請の区分は、次によること。

1 設置許可申請

- (1) 製造所等を新たに設置するとき。
- (2) 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき。
- (3) 製造所等を当該事業所の同一敷地内の他の場所に移転するとき。ただし、屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所を除く。
(昭 52. 10. 12 消防危第 149 号, 平 9. 3. 26 消防危第 33 号)
- (4) 製造所等において危政令第 2 条及び第 3 条に掲げる施設区分（危政令第 3 条第 2 号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行おうとするとき。（昭 51. 7. 12 消防危第 23-3 号, 昭 52. 12. 19 消防危第 182 号）
- (5) 積載式移動タンク貯蔵所及び IMDG コード型移動タンク貯蔵所にあつては、第 3 章第 8 節の第 5 「積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準」及び第 7 「IMDG コード型移動タンク貯蔵所の技術上の基準」の例によること。（平 13. 4. 9 消防危第 50 号, 平 4. 6. 18 消防危第 54 号, 平 16. 3. 23 消防危第 35 号）

2 変更許可申請

- (1) 製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき。
ただし、次に掲げる場合を除く。（平 14. 3. 29 消防危第 49 号）
ア 法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の基準の内容と関係がない工事
イ 基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であつて保安上問題が生じないもの。なお、この場合において提出を求める資料の範囲は、資料 2-1-1 「製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱いについて（平 14. 3. 29 消防危第 49 号）」の例によること。
- (2) 製造所等の業務形態を変更するとき。（昭 52. 12. 19 消防危第 182 号）
- (3) 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により、保有空地が拡大又は縮小するとき。（昭 52. 12. 19 消防危第 182 号）
- (4) 移動タンク貯蔵所の常置場所を、当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき。なお、行政庁の異なる常置場所の変更にあつては、資料 2-1-2 「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針（平 9. 3. 26 消防危第 33 号）」の例によること。
- (5) 移動タンク貯蔵所の車両を交換するとき。（被けん引車形式を除く。）
- (6) 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事
- (7) 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替えるとき。（平 10. 10. 13 消防危第 90 号）

- (8) 積載式移動タンク貯蔵所及びIMDGコード型移動タンク貯蔵所にあつては、第3章第8節の第5「積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準」及び第7「IMDGコード型移動タンク貯蔵所の技術上の基準」の例によること。(平13.4.9消防危第50号, 平4.6.18消防危第54号, 平16.3.23消防危第35号)

区分又は形態の変更	手続き
屋外貯蔵所 ⇔ 屋内貯蔵所	既設の施設の廃止届出の後、新たな施設の設置許可申請とする。
第1種販売取扱所 ⇔ 第2種販売取扱所	
特定屋内貯蔵所 ⇔ 危政令第10条第1項の屋内貯蔵所	変更許可申請とする。
屋外給油取扱所 ⇔ 屋内給油取扱所	
自家用給油取扱所 ⇔ 営業用給油取扱所	
フルサービス給油取扱所 ⇔ セルフサービス給油取扱所	
危政令第19条第1項の一般取扱所 ⇔ 危政令第19条第2項の一般取扱所	

表 2-1-2 区分又は形態の変更の例
(昭51.7.12消防危第23-3号, 昭52.12.19消防危第182号)

第2節 許可に関する基準

第1 製造所等の設置・変更許可申請に関する事項

1 設置許可申請書に添付する書類等

危政令第6条第2項の規定により設置許可申請書に添付する製造所等の位置、構造及び設備に関する図面並びに添付書類（以下「添付書類等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 基本的事項（平9.3.26消防危第35号）

- ア 添付書類等は審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。
- イ 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用したものとする。
- ウ 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請すること。
- エ 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付書類について協議すること。
- オ 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しない。
- カ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画書及び工事行程表の添付は要さない。

(2) 共通添付書類等

- ア 設置許可申請書
（準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請書は3部提出（危規則第9条））
- イ 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）
- ウ 委任状
- エ 案内図、配置図
- オ 当該製造所等の周囲状況図
- カ 危険物の確認試験関係書類（一般に性状が知られているものを除く。）
- キ 位置、構造、設備の図面及び書類等
- ク 危険物配管関係
- ケ 付帯設備
- コ 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（製造、配置等）
- サ 電気関係設備（照明設備、電動機等）
- シ 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- ス 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類（危政令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ）

セ その他必要な書類

(3) 添付書類の内容

ア 製造所等の位置，構造及び設備に関する図面（昭 61. 12. 26 消防危第 119 号）

危規則第 4 条第 2 項及び同条第 3 項の添付書類等の標準的な記載内容は次に示すとおりである。なお，製造所等の安全性等を確認できる場合は，さらに簡略化することができる。また，これらの書類は，設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えない。（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

(ア) 案内図

(イ) 当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置図

（危規則第 4 条第 2 項第 1 号）

当該製造所等の位置，構内道路，主要な建築物その他の工作物等を記載した事業所の全体配置図

(ウ) 当該製造所等の周囲の状況図

当該製造所等の周囲の道路，周囲の建築物その他の工作物，高圧ガス施設等の保安物件，保有すべき空地等を記載した周囲の状況図

（保有空地，敷地内距離，防火上有効な壁の位置，延焼のおそれのある部分の範囲等の状況図）

なお，建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面が添付され，審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし，保安距離については，配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合，その旨を記載することにより距離を図示しないことができる。（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

(エ) 当該製造所等を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置図（危規則第 4 条第 2 項第 3 号），当該製造所等において危険物を貯蔵し，又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造図（危規則第 4 条第 2 項第 4 号）（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

a 建築物

平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。），平面図（四面。以下同じ。）及び断面図（代表的な断面。以下同じ。）を添付すること。

(a) 主要構造部（壁，柱，床，はり，屋根等）については，平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし，又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは，現場施工によるものを除き，認定番号を記載すれば，別途構造図の添付を要さない。

(b) 窓及び出入口については，平面図等に位置，寸法，構造等を記載すること。窓又は出入口の防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は，認定番号を記載すれば，別途構造図の添付を要さない。

- (c) 排水溝, 貯留設備等については, 平面図に位置及び寸法を記載することにより, 別途構造図の添付を要さない。
- b 工作物 (建築物に類似する架構等), 防火設備, 隔壁等
工作物にあつては架構図 (架構等の姿図) 及び構造図を, 防火塀, 隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。
- c タンク, 塔槽類, 危険物取扱設備等
タンク, 塔槽類, 危険物取扱設備等 (以下「タンク等」という。) については, 構造図を添付すること。ただし, 小規模な危険物取扱設備等については, 配置図等に位置, 材質等を記載することにより, 別途構造図の添付を要さない。
- (a) タンク等の支柱等については, 上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより別途構造図の添付を要さない。
- (b) 液面計等の附属設備については, 上記の構造図に取付位置, 材質等を記載することにより別途構造図の添付を要さない。
- d 計装機器等
計装機器等 (危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。以下同じ。) は, 配置図等に位置, 機能等を記載することにより, 別途構造図の添付を要さない。なお, 大型製造プラント等, 多数の設備を設置する施設においては, フロー図等に計装機器等の概要を記載することができる。
- e 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等
危険物取扱設備と関連のある (危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。) 非対象設備及び危険範囲 (可燃性蒸気が漏れ又は滞留し, 何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。) にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は, 配置図等に名称, 防爆構造 (防爆対策を含む。) 等を記載することにより, 別途構造図の添付を要さない。
- なお, 大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては, フロー図等に設備等の設置条件 (材質, 防爆構造等) を記載することができる。
- f 危険物取扱設備と関連のない非対象設備
危険物取扱設備と関連のない (危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。) 非対象設備で危険範囲にないものは, 配置図等に名称を記載することにより, 別途図等の添付を要さない。
- なお, 大型製造プラント等, 多数の設備を設置する施設においては, フロー図等に設備等の設置条件 (位置等) を記載することができる。
- g 地上配管
(a) 製造所及び一般取扱所の地上配管は, 多数の配管を設置する施設の

場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができる。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(b)の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

(b) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

h 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合は、位置及び構造）について、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

i 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。

(オ) 電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要図 (危規則第4条第2項第5号) (平9.3.26 消防危第35号)

a 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図に記載すること。

b 危険範囲外の電気設備 (平9.3.26 消防危第35号)

電気設備の記載は要さない。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載すること。その他の電気配線のルートについては、記載を要さない。

c 接地導線の敷設状況等を記載した避雷設備図

d 設置する位置を記載した消火設備図

第1種、第2種、第3種消火設備を設置する場合は、消火配管系統図及び消火設備構造図を添付すること。また、第4種又は第5種の消火設備を設置する場合は、当該消火設備の所要単位算定表を添付すること。

e 設置する位置を記載した警報設備図

自動火災報知設備を設置する場合は、設備系統図及び機器構造図を添付

すること。

- (カ) 緊急時対策に係る機械器具その他の設備を設ける製造所等については、当該設備の概要図（危規則第4条第2項第6号）

温度又は圧力の過上昇，流量の急激な変化，停電等による動力源の遮断，冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置される設備，装置等に関する系統又は構造を記載した図とすること。

なお，配置図等に位置，機能等を記載することにより，別途構造図の添付を要さない。（平9.3.26消防危第35号）

- (キ) 当該製造所等のそれぞれ別途規定する位置，構造及び設備に関する図面

イ 添付書類

- (ア) 当該製造所等に係る構造設備明細書（危規則第4条第3項第1号）

設備，機器等を多数設置する場合は，設備，機器等のリストを別紙として添付することができる。また，構造設備明細書に記載すべき事項のうち，図面に記載したものについては，構造設備明細書への記載を省略することができる。（平9.3.26消防危第35号）

- (イ) 第1種，第2種又は第3種の消火設備を設けるものについては，当該消火設備の設計書（危規則第4条第3項第2号）

設計書の計算書については，計算のための諸条件，計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。（平9.3.26消防危第35号）

- (ウ) 火災報知設備を設けるものについては，当該火災報知設備の設計書

- (エ) 危険物の性状確認試験関係書類（一般に性状が知られているものを除く。）

- (オ) 強化プラスチック製二重殻の地下貯蔵タンクで，内殻に強化プラスチックを用いる場合は，当該タンクで貯蔵又は取り扱う油種（自動車ガソリン，灯油，軽油又は重油（一種に限る）を除く。）の耐薬品性能試験結果

（平22.6.28消防危第130号）

- (カ) 当該製造所等のそれぞれ別途規定する添付書類

ウ 留意事項（令5.3.30消防危第68号）

- (ア) 着工届を提出する場合は防火対象物又は製造所等を設置する事業所ごと，設置届を提出する場合は防火対象物ごとに行うことで差し支えない。

- (ウ) 製造所等の設置又は変更の許可の際に，消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る図書が提出されている場合など，既に保有している図書がそのまま活用できる場合は，当該図書をもって設置届又は着工届の添付図書に替えることとして差し支えない。

2 製造所，一般取扱所

- (1) 共通添付書類のうち，位置，構造，設備の図面，書類等は次のとおりとする。
 - ア 危険物施設全体のフローシート
 - イ 建築物関係
 - ウ 危険物施設機器
 - エ その他貯蔵，又は取扱いの形態により，各製造所等の区分に準じて編さんすること。
- (2) 1(3)ア(キ)及びイ(カ)に定める製造所，一般取扱所の添付書類等は，次のとおりとする。
 - ア 当該製造所又は一般取扱所を構成する設備，機器等の一覧を示した機器リスト（昭 61. 12. 26 消防危第 119 号）
 - イ 設備，機器等の工程中の位置及び温度，圧力等を調整する制御機構等を記載した工程概要図（フローチャート）（昭 61. 12. 26 消防危第 119 号）
 - ウ 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類（政令第 7 条の 3 に掲げる製造所及び一般取扱所に限る。危規則第 4 条第 3 項第 3 号の 2）（平 17. 1. 14 消防危第 14 号）

事前に把握された危険要因に基づき決定された安全対策のうち，危険要因に対応して設置する設備等を記載した書類を添付すること。

なお，これらの設備等には，法第 10 条第 4 項の規定に基づき設置される設備等を含む。

3 屋内貯蔵所

共通添付書類のうち，位置，構造，設備の図面，書類等は次のとおりとする。

- (1) 建築物関係
- (2) 架台の設計図書及び計算書
- (3) 油種別貯蔵図

4 屋外タンク貯蔵所

- (1) 共通添付書類のうち，位置，構造，設備の図面，書類等は次のとおりとする。
 - ア タンク容量計算書
 - イ 計算書及び施工要領書
 - (ア) 特定屋外タンク貯蔵所及び小規模屋外タンク貯蔵所の技術基準に係る項目
 - a 側板の厚さ
 - b 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討
 - c 地盤のすべりに対する安全確保
 - d 地盤の許容支持力度及び沈下の検討

- e くいの許容支持力及びくいの反力
- f 本体の許容力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討，固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書）
- g 強め輪の必要断面係数（JIS B 8501）
- h 大気弁・通気口の容量検討（JIS B 8501）
- i 側板の開口穴に対する補強（JIS B 8501）
- j 溶接施工要領書（溶接施工確認試験を含む。）
- k 非破壊検査要領書
- l 地盤検査要領書
- m その他必要と認められる書類

(イ) (ア)以外の屋外タンク貯蔵所

- a 側板の厚さ
- b 本体の許容応力及び応力の計算（耐震及び耐風圧構造に関する検討，固定のためのボルトを設けるものにはその強度計算書）
- c 大気弁・通気口の容量検討（JIS B 8501）
- d 側板の開口穴に対する補強（JIS B 8501）
- e 溶接施工要領書（現場施工の場合）
- f その他必要と認められる書類

ウ タンク本体製作図

エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

オ 防油堤

カ 基礎構造図，地盤製造図等

キ 防火設備の設計書

ク 防火設備

(2) 添付書類

1 (3)ア(キ)及びイ(カ)に定める屋外タンク貯蔵所の添付書類等は，表 2-2-1 のとおりとする。

規則で定める事項	項目	備考
1 設計図書		(設計及び施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書類を添付したもの)
(1) 基礎及び地盤	① 平面図 ② 断面図 ③ 詳細図 (危規則第20条の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。) ④ 計算書	縮尺が 1/500 以上のもの 縮尺が縦 1/100 以上, 横 1/500 以上のもの 縮尺が 1/50 以上のもの 設計条件, 工法の選定理由及び設計計算等を記載したもの
(2) タンク本体	① 平面図 ② 断面図 ③ 詳細図 ④ 計算書	縮尺が 1/300 以上のもの 縮尺が 1/300 以上のもの 設計条件, 強度及び安定計算等を記載したもの
2 工事計画書		工事概要, 施工条件, 施工方法, 施工管理方法, 使用材料の品質等を記載したもの
3 添付書類		
(1) 基礎及び地盤に関するもの	①地質調査資料	地盤概要, 地盤断面図, 土質柱状図, 土質試験結果一覧表, 地下水位に関する資料のほか危規則第20条の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては当該地盤の改良方法に関する資料
	②その他基礎及び地盤に関し必要な資料	地盤が造成された際の工事の記録, 特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する記録, 設置に係る特定屋外貯蔵タンクの近傍の既設工作物の地盤に関する資料等
(2) タンク本体に関するもの	①溶接部に関する説明書	溶接施工方法確認試験要領書, 母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料, 溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等
	②その他タンクに関し必要な資料	

表 2-2-1 特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書, 工事計画書及び工事工程表並びに危規則別表第 1 に掲げる書類 (昭 52.3.30 消防危第 56 号)

(3) 準特定屋外タンク

準特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書, 及びタンク本体の設計図書及び危規則別表第 1 に掲げる書類 (平 11.3.30 消防危第 26 号)

ア 設計図書

表 2-2-1, 1(1), (2)の例によること。

イ 添付書類

表 2-2-1, 3(1), (2)の例によること。

- (4) 上記以外の屋外タンク貯蔵所
- ア 本体の許容応力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討，固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書）
 - イ 基礎構造図
 - ウ その他必要と認められる書類
- (5) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備（加熱設備，保温設備及び保冷設備，自動覚知装置）
- (6) 防油堤（配置図，構造図，強度及び容量計算書，配管貫通部の保護措置等）
- (7) 防火設備（水幕設備，防火塀，冷却散水設備等）の設計書等

5 移動タンク貯蔵所

(1) 移動タンク共通事項

各図面の記載要領は，資料 2-1-2「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について（平 9.3.26 消防危第 33 号）」により記載すること。

- ア 配置図
- イ 外観三面図
- ウ タンク構造図
- エ 配管概要図
- オ 安全装置構造図
- カ 可燃性蒸気回収設備概要図
- キ 側面枠取付図
- ク 側面枠構造図
- ケ 防護枠取付構造図
- コ 底弁及び閉鎖装置図
- サ 電気設備概要図
- シ 注入ホース構造図
- ス 静電気除去装置構造図

(2) 積載式移動タンク貯蔵所

(1)のほか，次に掲げるもの

- ア 貯蔵が予想される全ての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- イ 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し（積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ）
- ウ 箱枠構造図及び強度計算書（箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所のみ）
- エ 緊結金具及びすみ金具強度計算書

6 給油取扱所

1 (3)ア(キ)及び(3)イ(カ)に定める給油取扱所の添付書類等は、次のとおりとする。
(昭 61. 12. 26 消防危 119 号)

- (1) 屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を含む状況図
- (2) 給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物及び附随設備の構造図
- (3) 事務所その他取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図及び附随設備図
- (4) 固定給油設備及び固定注油設備関係書類
 - ア 危険物保安技術協会の型式試験確認を受けた固定給油設備等にあつては、次の書類を添付すること。
 - (ア) 固定給油設備及び固定注油設備型式試験確認証明書の写し
 - (イ) 外形構造図
 - イ ア以外の固定給油設備等にあつては、次の書類を添付すること。
 - (ア) 固定給油設備等の仕様書
 - (イ) 外形構造図（材質を含む。）
 - (ウ) 先端弁構造図
 - (エ) ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち、弁、計器等を除く部分の 0.5MPa の配管圧力試験成績書

第2 変更許可申請書に添付する書類等

危政令第7条第2項の規定により変更許可申請書の添付書類等は、次に掲げるものとする。

1 基本的事項（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

変更許可申請の審査は、第2節第1、1によるもののほか、変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しない。

2 共通添付書類等

- (1) 製造所等の位置、構造及び設備に関する図面
 - ア 第1、1(3)ア(ア)～(エ)までの図面
 - イ 第1、1(3)ア(オ)～(キ)までの図面のうち、変更に係るものの図面
- (2) 添付書類
 - ア 第1、1(3)イ(ア)の書類
 - イ 第1、1(3)イ(イ)～(オ)までの書類のうち、変更に係るものの書類

3 危政令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所の変更許可申請の際に添付する書類（平17.1.14消防危第14号）

危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等について変更するものにあつては、当該設備等に関する書類

4 移動タンク貯蔵所の常置場所変更添付書類等

移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請書の添付書類等は、次に掲げるものとする。

(1) 変更する常置場所の位置の図面

(2) 宇都宮市の区域以外の区域から転入するときは、申請書の1部には次の書類を、他の1部にはその写しを添付すること。

ア 変更前の設置許可申請書及び変更許可申請書

イ 変更前の設置許可証及び変更許可証

ウ 変更前の完成検査済証

エ 危険物製造所等譲渡引渡届出書

オ 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出書

第3 設置・変更許可申請書の記入方法

1 設置許可申請書（移送取扱所を除く。）（危規則様式第2）の記入方法

(1) 申請のあて先は、「宇都宮市長」と記入すること。

(2) 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。

ただし、次に掲げる者にあつては、申請者となりえるが、この場合の住所は、申請者の住所（法人にあつては、申請者の主たる事業所（事務所）の所在する住所）とすること。

ア 官公庁又はこれに準じる公的な機関の製造所等に係る設置許可申請であつて、当該製造所等の設置に関する権限を有する職にある者

イ 当該製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者

(3) 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。

ただし、法人にあつては、主たる事業所（事務所）の所在する住所を記入すること。

(4) 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。

ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の職、氏名を記入すること。

(5) 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で住居表示による所在、地番を記入すること。

ただし、住居表示がなされていない場合は登記簿上の地名地番とし、完成後、

住居表示に変更すること。土地区画整理事業地内の場合は、従前地番、仮換地（土地区画整理事業名を記入）、底地番を併記すること。設置場所の変更手続きは、様式第9号「危険物製造所等の設置者氏名その他の変更届出書」の届出によること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

また、記入する場合は、原則として通称又は略称を使用しないこと。

〔例：「3丁目10番12号」を「3-10-12」と略さないこと。〕

- (6) 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分によること。
- (7) 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分によること。
- (8) 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。
- (9) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危政令第2条又は第3条に規定する区分を記入すること。
- (10) 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、次によること。
 - ア 危険物の類、品名（指定数量）は、危政令別表第3に掲げる区分及び化学名若しくは通称名を記入すること。品名及び化学名若しくは通称名の記入のみでは当該危険物の指定数量が明確でない場合には、カッコ内に該当する指定数量を記入すること。
 - イ 最大数量は、第3章第2節第1、4「許可数量の算定」により算定した数量を記入すること。

ドライコンテナへの貯蔵の場合についても、想定される全ての品名及び最大数量とすること。すでに許可を得ている品名、数量の範囲内である場合は、変更許可等の手続きは要しない。（令4.12.13消防危第283号）

〔例：製造所において、第4類第一石油類 アセトン（水溶性液体）100ℓ、第一石油類ガソリン2,000ℓ、アルコール類 メタノール500ℓ、第二石油類灯油2,000ℓが最大取扱量の場合は、次のように記入すること。〕

第4類	第一石油類	アセトン（400）	100ℓ
	第一石油類	ガソリン	2,000ℓ
	アルコール類	メタノール	500ℓ
	第二石油類	灯油	2,000ℓ

(11) 指定数量の倍数の欄は、原則として次によること。

品名の異なる危険物を複数貯蔵し又は取り扱う場合の倍数計算は、貯蔵し又は取り扱う危険物の数量を、それぞれの危険物の指定数量で除した値を合計した数値とし、小数点以下については最終合計の数値で小数点以下3位を四捨五入する。各申請書の倍数記載欄には、小数点以下第2位までを記入すること。

ただし、小数点以下第3位を四捨五入すると倍数が整数となる場合は、適用される法令基準が変わらないよう、次により端数の処理を行うこと。

ア 小数点以下第3位が5以上のときは、小数点以下第3位を切り捨てること。

イ 小数点以下第3位が4以下のときは、小数点以下第3位を切り上げること。

例

・ 通常の場合（小数点以下第3位を四捨五入）

4.777倍 → 4.78倍 11.223倍 → 11.22倍 15.000倍 → 15.00倍

・ ただし書アの場合（小数点以下第3位を四捨五入すると整数になる場合）

0.995倍 → 0.99倍（1.0倍としない。）

9.998倍 → 9.99倍（10.0倍としない。）

・ ただし書イの場合（小数点以下第3位を四捨五入すると整数になる場合）

10.002倍 → 10.01倍（10.0倍としない。）

(12) 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、適用を受けようとする危政令の条文を記入すること。危政令の適用条文のみでは基準の区分が明確でない場合には、危規則の適用条文をカッコ内に記入すること。

例：ボイラーで危険物を消費する一般取扱所の場合は、「令第19条第2項（規則第28条の57）」と記入すること。

(13) 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。

(14) 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

(15) 着工予定期日の欄は着工予定年月日等を、完成予定期日の欄は工事日数又は完成予定年月日等を記入すること。

(16) その他必要事項の欄は、危政令第23条を適用して特例を使用する場合は、その旨を記入すること。

(17) 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

様式第2（第4条関係）

【提出先：消防局予防課】

~~製造所~~
危険物貯蔵所設置許可申請書
~~取扱所~~

宇都宮市長 殿		年 月 日
申請者		〇〇県〇〇市〇〇×丁目×番×号
住所		(電話×××-×××-××××)
〇〇〇〇株式会社		氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
設置者	住所	〇〇県〇〇市〇〇×丁目×番×号 電話×××-×××-××××
	氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
設置場所		宇都宮市〇〇町大字〇〇字〇〇××番地××
設置場所の地域別		防火地域別
		用途地域別
		防火地域
		商業地域
製造所等の別		取扱所
		貯蔵所又は 取扱所の区分
		一般取扱所
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量		第×類第×石油類(×油) 00,000 L
		指定数量 の倍数
		00.00
位置、構造及び設備の 基準に係る区分		令第〇〇条第〇項 (規則第〇〇条の〇〇第〇項)
位置、構造、設備の概要		地下1階ボイラー室に暖房用ボイラーを設置する。
危険物の貯蔵又は 取扱方法の概要		暖房用ボイラーの基を設置し、燃料は別許可の地下タンク 貯蔵所からサービスタンク(容量000L)へ送油する。灯油1 日最大で00kL消費する。
着工予定期日		許可後即日
		完成予定期日
		〇〇年〇〇月〇〇日
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄
		※ 手数料欄
		許可年月日
		許可番号

備考 1 この用紙の設置場所(指場)は、指定数量及び構造等に関する規定を遵守し、かつ、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を記載する。また、危険物の種類、品名、指定数量、最大数量、位置、構造及び設備の基準に係る区分、位置、構造、設備の概要、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要、着工予定期日、完成予定期日、その他必要な事項を記載する。2 この用紙の設置場所(指場)は、指定数量及び構造等に関する規定を遵守し、かつ、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を記載する。また、危険物の種類、品名、指定数量、最大数量、位置、構造及び設備の基準に係る区分、位置、構造、設備の概要、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要、着工予定期日、完成予定期日、その他必要な事項を記載する。3 この用紙の設置場所(指場)は、指定数量及び構造等に関する規定を遵守し、かつ、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を記載する。また、危険物の種類、品名、指定数量、最大数量、位置、構造及び設備の基準に係る区分、位置、構造、設備の概要、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要、着工予定期日、完成予定期日、その他必要な事項を記載する。4 この用紙の設置場所(指場)は、指定数量及び構造等に関する規定を遵守し、かつ、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を記載する。また、危険物の種類、品名、指定数量、最大数量、位置、構造及び設備の基準に係る区分、位置、構造、設備の概要、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要、着工予定期日、完成予定期日、その他必要な事項を記載する。5 この用紙の設置場所(指場)は、指定数量及び構造等に関する規定を遵守し、かつ、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を記載する。また、危険物の種類、品名、指定数量、最大数量、位置、構造及び設備の基準に係る区分、位置、構造、設備の概要、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要、着工予定期日、完成予定期日、その他必要な事項を記載する。6 ※印

記載例1 設置許可申請書

2 変更許可申請書（移送取扱所を除く。）（危規則様式第5）の記入方法は、1(1)から(12)まで、(15)から(17)までの例によるほか次によること。

- (1) 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の設置許可年月日及び番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。
- (2) 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。
- (3) 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。

様式第5（第5条関係） 【提出先：消防局予防課】

~~製造所~~
危険物貯蔵所 変更許可申請書
取扱所

宇都宮市長 殿		年 月 日
申請者		
〇〇県〇〇市〇〇×丁目×番××号		
住所 (電話×××-×××-××××)		
〇〇〇〇株式会社		
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
設置者	住所	〇〇県〇〇市〇〇×丁目×番××号 電話×××-×××-××××
	氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
設置場所 宇都宮市〇〇町大字〇〇字〇〇×××番××号		
設置場所の地域別		防火地域別 用途地域別
防火地域別		工業地域
設置の許可年月日及び許可番号 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号		
製造所等の別		取扱所 貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		第4類第1石油類(ガソリン) 指定数量 00,000L の倍数 000.00
位置、構造及び設備の基準に係る区分 令第〇〇条 第〇項 (規則第 条 第 項)		
変更の内容 1 〇〇〇〇・・・・。 2 〇〇〇〇・・・・。		
変更の理由 〇〇〇〇・・・・。		
着工予定期日		許可後即日 完成予定期日 着工後〇日
その他必要な事項		
※受付欄		※経過欄
許可年月日		※手数料欄
許可番号		

備考 1 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。
2 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。
3 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。
4 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。
5 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。
6 この申請書は、製造所等の設置許可申請書として提出するものとする。

記載例2 変更許可申請書

第4 構造設備明細書の記入方法

当該構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄に「別紙参照」又は「別添資料参照」と記入し、別紙若しくは別添資料に当該内容を記入すること。

また、該当しない欄は、斜線を引くこと。

1 製造所・一般取扱所構造設備明細書（危規則様式第4のイ）の記入方法

(1) 「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所を設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。

(2) 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の貯蔵及び取扱いの概要を記入すること。

(3) 「敷地面積」の欄は、建築物内のみ設置された製造所・一般取扱所以外のものについて、製造所・一般取扱所として規制される範囲の面積を記入すること。

(4) 1棟の建築物の全てが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄に記入する方法は、次によること。

ア 「階数」の欄は、当該建築物の建基令第2条第1項第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。

イ 「建築面積」の欄は、当該建築物の建基令第2条第1項第2号で規定する面積を記入すること。

ウ 「延べ面積」の欄は、当該建築物の建基令第2条第1項第4号で規定する面積を記入すること。

エ 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、カッコ書きで開口部の構造も併せて記入すること。

〔例：当該外壁の構造が、鉄筋コンクリート造であり、開口部が自動閉鎖式特定防火設備の場合は「鉄筋コンクリート造（開口部：自動閉鎖式特定防火設備）」と記入する。（鉄筋コンクリート造をRC造と記載しても良い。）〕

オ 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及びカッコ書きで「耐火構造」、「準耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。

〔例：当該壁が、石こうボードの場合は、「石こうボード（防火構造）」と記入する。〕

カ 「柱」, 「床」, 「はり」, 「屋根」の欄は, 当該部分の構造を記入するとともに, カッコ書きで「耐火構造」, 「準耐火構造」, 「防火構造」, 「不燃材料」の別を記入すること。

キ 「窓」の欄は, 外壁部分にある窓の材質及び窓枠の材質（スチールサッシ, アルミサッシ等）並びにカッコ書きで防火設備の別を記入すること。

〔例：当該窓の材質が網入ガラス, 窓枠がアルミサッシで国土交通大臣の認定品である場合は, 「網入ガラス, アルミサッシ（認定品・番号）」と記入すること。〕

ク 「出入口」の欄は, キの例によること。

ケ 「階段」の欄は, 屋内階段又は屋外階段の区分, 階段の数, 階段の構造, 階段室の場合は, 区画の有無及び区画構造を記入すること。

〔例：当該建築物に屋外階段（鉄製）が1か所, 屋内階段（耐火構造, 階段室有（耐火区画））が2か所ある場合は, 「屋外階段（鉄製）1か所, 屋内階段（耐火構造, 階段室有（耐火区画））2か所」と記入すること。〕

(5) 1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は, 次によること。

ア 「階数」の欄は, 当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。ただし, 地階がある場合は, 「地上〇階, 地下〇階」と記入すること。

〔例：一般取扱所が, 当該建築物の地上1階と地下1階部分の一部に設置されている場合は, 「地上1階, 地下1階」と記入し, 一般取扱所が, 当該建築物の2階部分の一部に設置されている場合は, 「2階」と記入すること。〕

イ 「建築面積」の欄は, 記入せずに斜線を引くこと。

ウ 「延べ面積」の欄は, 当該製造所・一般取扱所が複数の階に設置されている場合に, 当該製造所・一般取扱所の部分の合計面積を記入すること。

エ 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は, 当該製造所・一般取扱所の外壁のうち, 建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に, 当該外壁の構造を記入すること。

なお, 当該外壁に開口部がある場合は, カッコ書きで開口部の構造も併せて記入すること。

オ 「壁」のうち「その他の壁」の欄は, 当該製造所・一般取扱所のうち, 他用途部分との区画の壁, 延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及びカッコ書き

- で「耐火構造」、「準耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- カ 「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入するとともに、カッコ書きで「耐火構造」、「準耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」の別を記入すること。
- キ 「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。
- ク 「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓の材質及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びにカッコ書きで防火設備の別を記入すること。
- ケ 「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口について、クの例によること。
- コ 「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について屋内階段又は屋外階段の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。
- (6) 1棟の建築物全てが製造所・一般取扱所として規制される場合は、「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。
- なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- ア 「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第1項第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。
- イ 「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第1項第2号で規定する面積を記入すること。
- ウ 「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第1項第4号で規定する面積を記入すること。
- エ 「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。
- (7) 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること
- ア 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する設備の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ
- イ 20号タンクに該当しない反応槽、かくはん槽、焼入れ槽、その他これらに類する設備の容量及び設置基数

- ウ 熱交換器，凝縮器その他これらに類する設備の設置基数
- エ 危険物を取り扱うポンプの設置基数
- オ ボイラー，加熱炉その他これらに類する設備のそれぞれの性能及び設置基数
- カ 工作機械，油圧機械その他これらに類する設備の設置基数
- キ 危険物を出荷するローディングアームの設置基数
- ク 危険物を出荷するノズル，固定注油設備その他これらに類する設備（ローディングアームを除く。）のそれぞれの性能，確認済機種にあっては危険物保安技術協会による確認番号及び設置基数
- ケ 印刷機，塗料等の吹き付け機その他これらに類する設備の設置基数
- コ 上記以外に危険物を製造し，又は取り扱う機器の概要

- (8) 「令第9条第1項第20号のタンクの概要」の欄は，当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置基数を記入すること。

また，当該20号タンクについては，構造設備明細書（様式第4号のハ，様式第4号のニ又は様式第4号のホ）を添付すること。

- (9) 「配管」の欄は，当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について，記入すること。

なお，この場合において，JIS記号でも認められるものであること。また，当該配管が地下埋設配管の場合は，配管外面の保護方法についても記入すること。

- (10) 「加圧設備」とは，危険物を取り扱う機器又は配管等に外部から圧力を加える設備等をいい，当該欄には，加圧される危険物の品名又は通称名，加圧を行う設備又は施設名，圧力，加圧する物質及び設置数を記入すること。ただし，正圧又は負圧で水柱500mmを超えない設備については，該当しないものであること。

〔例：製造所において，植物油の20号タンク2基に窒素で0.2MPaで加圧する場合は，「植物油20号タンク，0.2MPa加圧（窒素），2基」と記入すること。〕

- (11) 「加熱設備」とは，危険物を直接又は間接的に加熱する設備等をいい，当該欄には，加熱される危険物の品名又は通称名，加熱する設備又は施設名，最高加熱温度，加熱媒体及び設置数を記入すること。ただし，危険物を保温する設備は，当該設備に該当しないものであること。

〔例：製造所において，重油を加熱炉（直火）1基により200℃まで加熱する場合は，「重油，加熱炉，200℃（直火），1基」と記入すること。〕

- (12) 「乾燥設備」とは，危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を

蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の品名又は通称、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度及び設置数を記入すること。

- (13) 「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置しているため、拡散防止措置（側溝、囲い）、油水分離装置等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入すること。
- (14) 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気工作物に係る法令の規定により設置」と記入することも認められる。
- (15) 「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている換気設備又は排出設備の種類及び設置数を記入すること。換気設備又は排出設備の種類としては、「自然換気設備」、「強制換気設備」、「自動強制換気設備」、「強制排出設備」、「自動強制排出設備」と記入すること。
- (16) 「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日 通52）第19条第1項に定める接地工事の種類又は「アース」と記入すること。
- なお、電気設備を設置したことにより設ける接地は、該当しない。
- (17) 「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入すること。
- なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びカッコ書きで他の施設の名称等を記入すること。
- (18) 「警報設備」の欄は、危規則第37条各号に規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。
- (19) 「消火設備」の欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。また、第4種又は第5種の消火設備については、型式及び設置数を記入すること。
- (20) 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

【提出先：消防局予防課】

製造所 構造設備明細書 【一棟規制の例】
 一般取扱所

事業の概要		〇〇〇〇の製造					
危険物の取扱作業の内容		〇〇と△△から□□を製造する。					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		00,000.00 m ²					
建築物の構造	階数	地上0階	建築面積	0,000.00 m ²	延べ面積	0,000.00 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	R C造 (耐火構造)	柱	R C造 (耐火構造)	床	R C造 (耐火構造)
		その他の壁	R C造 (耐火構造)	はり	R C造 (耐火構造)	屋根	R C造 (耐火構造)
	窓	網入ガラス アルミサッシ (防火設備)		出入口	鉄製 (自動閉鎖式 特定防火設備)	階段	屋外：鉄製〇 屋内：耐火構造〇
建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造		階数	/	建築面積	/ m ²	延べ面積	/ m ²
建築物の構造概要							
製造設備（取扱）の概要	〇〇設備〇基 〇〇設備〇基 〇〇器〇基						
令第九條第一項第二十号の概要	〇, 〇〇〇L 〇〇タンク 〇基 (防油堤 0.0m ² R C造) 〇, 〇〇〇L 〇〇タンク 〇基 〇, 〇〇〇L 〇〇タンク 〇基						
配管	S T P G, S U S		加圧設備	〇〇タンク 00kPa加圧(〇〇)			
加熱設備	〇〇 00℃ 〇〇〇		乾燥設備	なし			
貯留設備	排水溝 00×00 油分離槽 00×00×00		電気設備	電気工作物に係る法令による			
換気、排出の設備	自動強制排出設備		静電気除去設備	第〇種設置工事			
避雷設備	独立避雷針 (JIS A0000)		警報設備	自動火災報知設備			
消火設備	第3種：泡消火設備, 第5種：A B C粉末消火器〇個						
工事請負者住所氏名	宇都宮市〇〇町××番×号 (株)〇〇商事 担当 〇〇 電話 ×××-××××						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 令第九條第一項第二十号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

記載例3 一棟規制の場合

製造所
一般取扱所 構造設備明細書

【部分規制の例】

事業の概要		〇〇〇〇の製造					
危険物の取扱作業の内容		〇〇と△△から□□を製造する。					
製造所(一般取扱所)の敷地面積		00,000.00 m ²					
建築物の構造	階数	地上0階	建築面積	延べ面積		0,000.00 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造(耐火構造)	柱	RC造(耐火構造)	床	RC造(耐火構造)
		その他の壁	RC造(耐火構造)	はり	RC造(耐火構造)	屋根	RC造(耐火構造)
	窓	網入ガラスアルミサッシ(防火設備)		出入口	鉄製(自動閉鎖式特定防火設備)	階段	屋外:鉄製0 屋内:耐火構造0
建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造		階数	地上0階	建築面積	0,000.00 m ²	延べ面積	0,000.00 m ²
		建築物の構造概要		RC造(耐火構造)			
製造設備(取扱)の概要	〇〇設備0基 〇〇設備0基 〇〇器0基						
令第9条第1項第20号のタンクの概要	0,000L 〇〇タンク 0基(防油堤 0.0m ² RC造) 0,000L 〇〇タンク 0基 0,000L 〇〇タンク 0基						
配管	STPG, SUS		加圧設備	〇〇タンク 00kPa加圧(〇〇)			
加熱設備	〇〇 00°C 〇〇〇		乾燥設備	なし			
貯留設備	排水溝 00×00 油分離槽 00×00×00		電気設備	電気工作物に係る法令による			
換気、排出の設備	自動強制排出設備		静電気除去設備	第〇種設置工事			
避雷設備	独立避雷針(JIS A0000)		警報設備	自動火災報知設備			
消火設備	第3種:泡消火設備, 第5種:ABC粉末消火器0個						
工事請負者住所氏名	宇都宮市〇〇町×番×号 (株)〇〇商事 担当 〇〇 電話 ×××-××××						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 - 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

記載例4 部分規制の場合

2 屋内貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のロ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「建築物の構造」の欄は、「軒高・階高」の欄を除き、1(4)又は(5)の例によること。「軒高・階高」の欄にあつては、次によること。
 - ア 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合は、軒高（地盤面から軒までの高さ）を記入すること。
 - イ 1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、階高（床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒までの高さ））を記入すること。
- (3) 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、1(5)、(6)の例によること。
- (4) 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数及び縦、横、高さの寸法並びに設置台数を記入すること。

なお、当該架台が自動ラックの場合は、その旨も併せて記入すること。
- (5) 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置する採光又は照明設備の種類等の概要を記入すること。
- (6) 「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ1(14)、(15)、(17)の例によること。
- (7) 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房又は暖房装置の概要を記入すること。
- (8) 「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ1(18)～(20)の例によること。

3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のハ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。
- (3) 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。
- (4) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
 - ア 「形状」欄は、形状及び屋根形状により、次の区分等により記入すること。
 - (ア) 縦置円筒型（コーンルーフ）
 - (イ) 縦置円筒型（ドームルーフ）
 - (ウ) 縦置円筒型（フローティング）
 - (エ) 縦置円筒型（インナーフローティング）

- (オ) 横置円筒型
- (カ) 角型
- イ 「常圧・加圧 (kPa)」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものを○印等で囲み、加圧の場合はその圧力を記入すること。
なお、常圧とは、正圧又は負圧で水柱 500 mmを超えないものであること。
- ウ 「寸法」の欄は、次によること。
 - (ア) 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの高さを記入すること。
 - (イ) 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長（円筒部分の長さ）、鏡出の内測寸法及び全長を記入すること。
 - (ウ) 角型タンクの場合は、縦、横及び高さの内測寸法を記入すること。
- エ 「容量」の欄は、当該タンクの最大許容容量を記入すること。
- オ 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。
ただし、材質については、JIS 記号でも認められるものであること。
- カ 「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。
- キ 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。
- ク 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。
- ケ 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管の引火防止装置の有無を○印で囲むこと。
- コ 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクの不活性気体の封入設備の概要を記入すること。
- サ 「タンク保温材の概要」の欄は、保温材の材質、固定方法等を記入すること。
- (5) 「注入口の位置」の欄は、当該タンクにドラム缶、移動タンク貯蔵所等（他の許可施設を除く。）の受入口の設置場所を記入すること。
- (6) 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近のローリーアース等の有無を○印で囲むこと。
- (7) 「防油堤」の欄は、次によること。
 - ア 「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。
 - イ 「容量」の欄は、当該防油堤の容量を記入すること。
 - ウ 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水系統を記入すること。
- (8) 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び設置数を記入すること。

- (9) 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置している避雷設備を記入すること。
- (10) 「配管」及び「消火設備」の欄は、1(9)及び19の例によること。
- (11) 「タンクの加熱設備」の欄は、当該タンクに設置される加熱設備の概要及び加熱媒体を記入すること。
- (12) 「工事請負者住所氏名」の欄は、1(20)の例によること。

4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のニ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。
 - ア 「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は、1(4)エ及びオ、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、1(5)エ及びオの例によること。
 - イ 「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は、1(4)カ、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、1(5)カの例によること。
 - ウ 「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は、1(4)ク、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、1(5)ケの例によること。

なお、「しきい高さ」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所のしきいの高さを記入すること。
 - エ 「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は、1(4)カ、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、1(5)キの例によること。
 - オ 「その他」の欄は、当該タンク専用室の床面積を記入すること。なお、当該屋内タンク貯蔵所に流出止めを設置したときは、当該流出止めの構造及び容量を記入すること。
- (3) 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、1(6)の例によること。
- (4) 「タンクの構造、設備」の欄は、3(4)の例によること。
- (5) 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ3(5)、(6)、(8)の例によること。
- (6) 「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、2(5)及び1(15)の例によること。
- (7) 「配管」、「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ1(9)、(18)～(20)の例によること。

5 地下タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のホ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものを○印等で囲むこと。
- (3) 「タンクの種類」の欄は、該当するものを○印等で囲むこと。
- (4) 「タンクの構造、設備」の欄は、「外面の保護」、「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」及び「可燃性蒸気回収設備」の欄を除き3(4)の例によること。
 - ア 「外面の保護」の欄は、当該地下貯蔵タンクの外面の保護方法を記入すること。
 - イ 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄は、危規則第24条の2の2に規定する漏れ検知設備又は危規則第24条の2の5に規定する漏れ防止構造の概要を記入すること。
 - ウ 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、当該地下タンク貯蔵所の可燃性蒸気回収設備の有無を○印で囲み、カッコ内にその設備の概要を記入すること。
- (5) 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、タンク室又はタンク室以外の地下貯蔵タンクの基礎、固定方法の概要を記入すること。
- (6) 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ3(5), (6), (8)の例によること。
- (7) 「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ1(9), (14), (19), (20)の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のへ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を独立の建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。
 - ア 「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ1(4)エ, オ, カの例によること。
 - イ 「出入口」の欄は、1(4)クのほか、当該タンク専用室に設置するしきいの高さをカッコ書きで記入すること。
 - ウ 「その他」の欄は、当該タンク専用室の床面積を記入すること。
- (3) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
 - ア 「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ3(4)の例によること。
 - イ 「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の内径及び高さを記入すること。
 - ウ 「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要及び動力源について記入すること。
- (4) 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。

- (5) 「採光，照明設備」の欄は，2(5)の例によること。
- (6) 「換気，排気の設備」，「消火設備」，「工事請負者住所氏名」の欄は，それぞれ1(15)，(19)，(20)の例によること。

7 移動タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のト）の記載要領（平 9.3.26 消防危第33号）

(1) 車名及び型式の欄

- ア 車名については，シャーシメーカーの名称及び型式を記載すること。
- イ 型式については，単一車若しくは被けん引車及び積載式若しくは積載式以外の別を記載すること。

(2) 製造事業所名の欄

移動タンク貯蔵所を製造した事業所名を記載すること。

(3) 危険物の欄

- ア 類別の項及び品名の項には，それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが，2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては，当該2以上の品名を記載すること。

ただし，品名が多数となり，当該欄に記載しきれない場合は，別紙とすることができる。

- イ 化学名の項は，貯蔵する危険物の化学名を記載すること。ただし，ガソリン等の石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては，通常用いられている名称を記載すること。

(4) タンク諸元の欄

- ア 断面形状の項は，移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について，「だ円形」，「円形」，「角形」，「特殊形状」等と記載すること。
- イ 内測寸法の項は，だ円形及び特殊形状の移動貯蔵タンクにあつては，その長径が幅となり，短径が高さとなり，これを記載すること。また，円形のタンクにあつては，その直径を幅及び高さとして記載すること。
- ウ 最大容量の項は，タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を記載すること。
- エ タンク室の容量の項は，車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して各タンク室の容量を記載すること。
- オ 材料の項の材質記号は，タンクの材質が JIS のあるものにあつては，JIS 記号を，JIS のないものにあつては，通常用いられている記号を記載すること。また，材料の項の引張り強さは，当該材質の公称の値を記載すること。
なお，引張り強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては，当該材質の伸びの値についても記載すること。

カ 板厚については、規格値又は呼び板厚を記載すること。

(5) 防波板の欄

ア 材料及び板厚の項は、(4)オ及びカに準じて記載すること。

イ 面積比の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記載すること。

なお、面積比の数値は、小数点第2位を四捨五入すること。

(6) タンクの最大常用圧力の欄

タンクの最大常用圧力が 20kPa 以下のタンクにあつては、「20kPa 以下」と記載し、20kPa を超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記載すること。

(7) 安全装置の欄

ア 作動圧力の項は、安全装置の作動圧力を「 $○○ < P \leq ○○$ 」の範囲として記載すること。

イ 有効吹き出し面積の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記載すること。

(8) 側面枠の欄

ア 材料及び板厚の項は、(4)オ及びカに準じて記載すること。

イ 取付角度の項は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線に下ろした垂線とのなす角度を記載すること。

ウ 接地角度の項は、最外側線と地盤面とのなす角度を記載すること。

エ 当て板の材料及び板厚の項は、(4)オ及びカに準じて記載すること。

(9) 防護枠の欄

材料及び板厚の項は、(4)オ及びカに準じて記載すること。

(10) 閉鎖装置の欄

装置の有無を○印によって囲むこと。

(11) 吐出口の位置の欄

吐出口の該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(12) レバーの位置の欄

レバーの該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(13) 底弁損傷防止方法の欄

配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」、「緩衝継手」、「配管及び緩衝継手」等と記載すること。なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。

(14) 接地導線の欄

接地導線の有無を○印によって囲むこと。なお、有の場合は、その長さを記載すること。

(15) 緊結装置の欄

当該欄は、積載式移動タンク貯蔵所に限り、記載すること。なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該記入欄に斜線又は－を引き空欄としないこと。

ア 緊締金具（すみ金具）

緊締金具（すみ金具）の項は、有無を○印によって囲むこと。

イ Uボルト

(ア) Uボルトの材質記号及び引張り強さの項は、(4)オに準じて記載すること。

(イ) Uボルトの直径、本数の項は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。

(16) 箱枠の欄

(4)オに準じて記載すること。

(17) 消火器の欄

ア 薬剤の種類は、「消火粉末」、「二酸化炭素」等の消火薬剤の種類を記載すること。

イ 薬剤量の項は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記載すること。

ウ 個数の項は、消火器の個数を薬剤の種類及び薬剤量の項の記載内容に併せて記載すること。

(18) 可燃性蒸気回収設備の欄

可燃性蒸気回収設備の有無を○印によって囲むこと。

(19) 給油設備の欄

航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあつては、「(航空機)」に印を付けること。(平 18. 4. 25 消防危第 106 号)

(20) 備考の欄

保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は保温（保冷）、不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記載すること。

8 屋外貯蔵所構造設備明細書（危規則様式第4のチ）の記入方法

(1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。

(2) 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。

なお、塊状の硫黄等のみを貯蔵する場合にあつては、囲いの内部の面積（2以上の囲いを設ける場合は、それぞれの囲いの内部の面積及び貯蔵面積）を記入すること。

- (3) 「さく等の構造」の欄は、さく等の材質及び構造の概要を記入すること。
なお、塊状の硫黄等のみを貯蔵する場合にあつては、囲いの材質、高さ、構造等を記入すること。
- (4) 「地盤面の状況」の欄は、当該貯蔵場所の地盤面の状況を記入すること。
- (5) 「架台の構造」の欄は、2(4)の例によること。
- (6) 「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、1(19)、(20)の例によること。

9 給油取扱所構造設備明細書（危規則様式第4のり）の記入方法

（平18.5.10消防危第113号）

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。
- (3) 「給油空地」の欄は次によること。
 - ア 間口の部分は、当該給油空地の一边のうち、実際に自動車等が出入りする側の長さを記入すること。
 - イ 奥行は、当該給油空地の間口を長辺とした方形の短辺の長さを記入すること。
- (4) 「注油空地」の欄は次によること。
 - ア 注油空地についての有無を選択すること。
 - イ 注油空地について「有」を選択した場合は、「容器詰替」又は「移動貯蔵タンクに注入」（移動タンクに注入する場合を含む。）のうち該当するものに印を付けること（いずれの取扱いも行われる場合は両方に印を付けること）。
- (5) 「空地の舗装」欄は、空地の舗装がコンクリート以外の場合は「その他」を選択し、舗装方法を（ ）内に記入すること。
- (6) 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の構造を記入するものとし、次によること。
 - ア 「階数」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」、「屋根」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ1(4)又は(5)の例によること。
 - イ 「水平投影面積」の欄は、当該建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
 - ウ 「壁」の欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入すること。
- (7) 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
 - ア 「階数」、「延べ面積」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、1(6)の例によること。
 - イ 「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。
- (8) 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別

面積とし、次によること。

ア 「床又は壁で区画された部分の1階の床面積」の欄は、当該用途に供する部分の建基令第2条第1項第3号で規定する面積とし、次によること。

(ア) 「第1号」の欄は、危規則第25条の4第1項第1号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(イ) 「第1号の2」の欄は、危規則第25条の4第1項第1号の2に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(ウ) 「第2号」の欄は、危規則第25条の4第1項第2号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(エ) 「第3号」の欄は、危規則第25条の4第1項第3号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(オ) 「第4号」の欄は、危規則第25条の4第1項第4号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(カ) 「第5号」の欄は、危規則第25条の4第1項第5号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(キ) 「計」の欄は、上記(ア)～(カ)の面積の合計を記入すること。

イ 「床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）」の欄は、各階における当該用途のうち係員以外のものの用に供する部分の建基令第2条第1項第3号で規定する面積とし、次によること。

(ア) 「第1号の2」の欄は、危規則第25条の4第1項第1号の2に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(イ) 「第2号」の欄は、危規則第25条の4第1項第2号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(ウ) 「第3号」の欄は、危規則第25条の4第1項第3号に該当する部分の面積の合計の面積を記入すること。

(エ) 「計」の欄は、上記(ア)～(ウ)の面積の合計を記入すること。

(9) 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入すること。

(10) 「固定給油設備等」の欄は、次によること。

ア 「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社の型式機種名を記入すること。

なお、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、確認番号を書き添えること。

イ 「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。

ウ 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等

の中心点から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。

- (11) 「固定給油設備以外の給油設備」欄は、危政令第17条第3項第1号から第3号に掲げられた給油取扱所において、固定給油設備以外の給油設備を使用している場合は、該当する給油設備を○印で囲むこと。
- (12) 「附随設備の概要」の欄は、危規則第25条の5に規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
- (13) 「電気設備」、「警報設備」、「消火設備」の欄は、それぞれ1(14)、(18)、(19)の例によること。
- (14) 「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- (15) 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類及び使用場所並びにボイラー等の機種及び設置場所を記入すること。
- (16) 「滞留防止措置」欄は、「地盤面を高くし、傾斜を設ける措置」以外の滞留防止措置を設ける場合、当該措置の方法を（ ）内に記入すること。
- (17) 「流出防止措置」の欄は、「排水溝及び油分離装置を設ける措置」以外の流出防止措置を設ける場合、当該措置の方法を（ ）内に記入すること。
- (18) 「タンク設備」の欄は、次によること。
 - ア 「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じたタンク容量、設置基数及びタンク形状を記入すること。

〔例：30kℓ×1基，20kℓ×1基，20kℓ中仕切（10:10）×1基〕

- イ 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分を○印で囲むこと。
 - ウ 「簡易タンク」の欄は、タンク容量及び設置基数を記入すること。
- (19) 「工事請負者住所氏名」の欄は、1(20)の例によること。

10 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書（危規則様式第4のヌ）の記入方法

- (1) 「事業の概要」の欄は、1(1)の例によること。
- (2) 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
 - ア 「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ1(6)ア、イ、ウの例によること。
 - イ 「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。

- (3) 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。
- ア 「面積」の欄は、当該販売取扱所の建基令第2条第1項第3号で規定する面積を記入すること。
- イ 「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は上階の床」の欄は、それぞれ1(5)エ～キの例によること。
- ウ 「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。
- エ 「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ1(5)カ、ク、ケの例によること。
- (4) 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。
- ア 「面積」の欄は、当該部屋の建基令第2条第1項第3号で規定する面積を記入すること。
- イ 「排出の設備」の欄は、1(15)の例によること。
- (5) 「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ1(14)、(19)、(20)の例によること。

第5 添付図書の様式に関する事項（平9.3.26 消防危33号）

- 1 図書の大きさは、日本産業規格A4とすること。ただし、A4を超える図面はA4に折りたたむこと。
- 2 図書の製本は左綴じとし、次の順で綴じること。なお、新たに設けられることとなる特殊な設備等については、申請書の最後に添付するものとする。
 - (1) 申請書
 - (2) 確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書
 - (3) 配置図
 - (4) 構造明細書
 - (5) 図面
- 3 移動タンク貯蔵所の図書の製本
移動タンク貯蔵所にあつては、2の(3)と(4)の間に図書の表紙を添付すること。図書の表紙は、見出しを移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所（給油タンク車））設置許可申請書添付図書とし、添付する図書の項目、申請年月日、移動タンク貯蔵所の製造事業所名及び所在地を記載すること。

第6 その他添付書類等

- 1 製造所等の位置，構造及び設備に関する図面や添付書類は，必要に応じて兼用することができるが，当該申請に該当する部分を色別して申請の部分を明確にすること。
- 2 変更許可申請の添付書類等には，変更の前後の図面をそれぞれ添付し，変更部分を色別するなどして申請の部分を明確にすること。

第3節 承認に関する基準

第1 製造所等の仮使用承認申請に関する事項（法第11条第5項ただし書き）

1 仮使用の承認対象

- (1) 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。（昭46.7.27消防予第105号）
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることになるため、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。

2 申請に関する事項

- (1) 仮使用の承認は、変更の許可を受けて変更の工事を開始するまでの間に受けること。
- (2) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。
- (3) 仮使用の承認の効力の終期は、当該変更に係る製造所等について完成検査済証が交付される日となる。（昭46.7.27消防予第105号）
- (4) 仮使用承認申請書の添付書類は、変更の工事に際して講じる火災予防上の措置について記載した書類として次によること。なお、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要さない。（平9.3.26消防危第54号）

ア 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

イ 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

工事工程表に工程毎の詳細を示す必要はなく、工程の重なり等による安全性の低下がないことを確認できるもので足りる。（例 配管のつなぎ込みにより一時的に消火設備等が使用不能となる場合で、別に安全対策を要するかを確認するためのもの）

3 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について適合していなければならない。（昭46.7.27消防予第105号）

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

イ 安全管理組織の確立

(ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者全てを対象とした安全管理組織

が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

- (イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など、緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 火気管理

- (ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上安全な措置が講じられていると認める場合を除く。

- (イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。

- (ウ) 火気使用場所直近に、消火器等が配置されていること。

エ 工事場所は、工事に必要な広さが確保できるものであること。

必要な広さとは、危険物の取扱い及び製造所等の保守管理に必要な広さを行い、給油取扱所においては、自動車への給油業務等に支障のない範囲の広さをいう。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

- (ア) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所は、工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

- (イ) 仮使用場所の上部で工事が行なわれる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料（危政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）を用いるものとし、区画の大きさは、仮使用場所の実体に応じたものであること。

- (ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。

- (エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

カ 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものが用いられ、必要に応じ、換気が十分行われること。

キ 仮設施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、製造所等に危害をおよぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 代替設備の設置

防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等、危政令基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を危政令の基準に適合するように設けること。

なお、この場合において、仮設設備についての変更許可申請は不要とする。

ケ 仮使用の承認を受けている旨の掲示板を、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に掲げること。●

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日 番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	宇都宮市

縦 25×横 35 (cm)

図 2-3-1 仮使用承認済掲示板の例

コ 作業記録の保管

作業経過，検査結果等を記録して保管する等，工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられ，随時，周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確立されていること。

(イ) 危険物を抜き取り後，設備又は配管内は完全に除去され，又は不活性ガス等による置換が行われること。

(ウ) 静電気災害の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は，当該容器等を接地し，又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接，溶断作業

(ア) 溶接，溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断すると共に，溶接，溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

(イ) 溶接等の際，火花，溶滴等の飛散，落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には必要な保護措置を講ずること。

ウ その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

3 変更許可と仮使用承認との関係

一連の変更工事を行うものの当該変更に係る仮使用については，次によること。

(1) 一の変更許可申請で図 2-3-2 の A，B，C 及び D の部分の変更工事が同時に行われる場合は，仮使用範囲は存在しない。

(2) 一の変更許可申請で変更工事が図 2-3-2 の A，B，C 及び D の各部分を分割して順次行われる場合の変更工事に伴う仮使用範囲については，次によること。

A	C
B	D

図 2-3-2

ア 変更工事がA, B及びCの各部分ごとに段階的に行われることが計画上明確となっている場合は, 1件の申請として扱い, 危規則第5条の2に規定する申請書に一括して記載すること。

イ 一の変更許可申請で変更工事が図2-3-2のA, B, C及びDの部分ごとに分割して順次行われる場合の当該変更工事の進行に伴う仮使用範囲については, 次によること。

(ア) 変更工事がA部分に限られる場合における仮使用範囲はB, C及びDの部分となる。

(イ) A部分の変更工事に引き続き変更工事がB部分となる場合における仮使用範囲は, C及びDの部分となる。

(ウ) B部分の変更工事に引き続き変更工事がC部分となる場合における仮使用範囲は, Dの部分となる。

(エ) C部分の変更工事に引き続き変更工事がD部分となる場合は, 仮使用範囲は存在しないこととなる。

4 複数の変更許可に係る許可, 完成検査及び仮使用との関係

(平11.3.23消防危第24号)

施設における複数の変更工事に係る完成検査等については, 次によること。

(1) 複数の変更工事について, それぞれ変更許可を行う場合



図 2-3-3

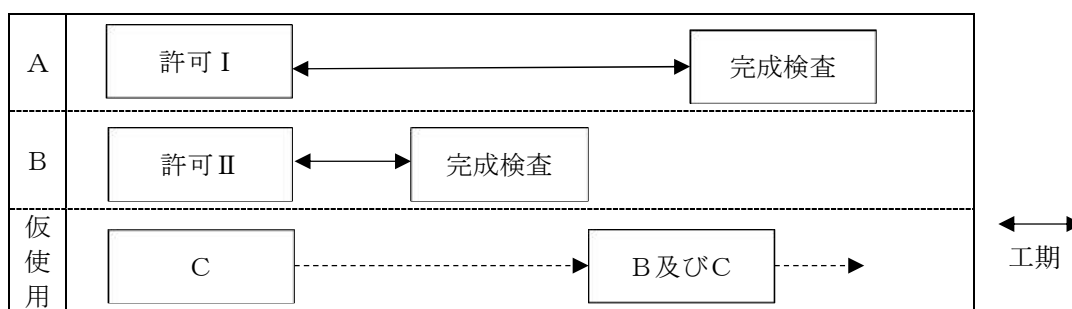


図 2-3-4

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合

(ア) A及びBの部分ごとの変更許可申請について, それぞれ許可I及び許可II

を行うとともに、変更部分以外のCの部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時とならないこともある。

【留意事項】

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰ及び許可Ⅱの両方に係るものであることが明記されていること。

(イ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B及びCの部分についての仮使用を承認する。

【留意事項】

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB及びC部分の仮使用承認が行われること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

(エ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

イ 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合

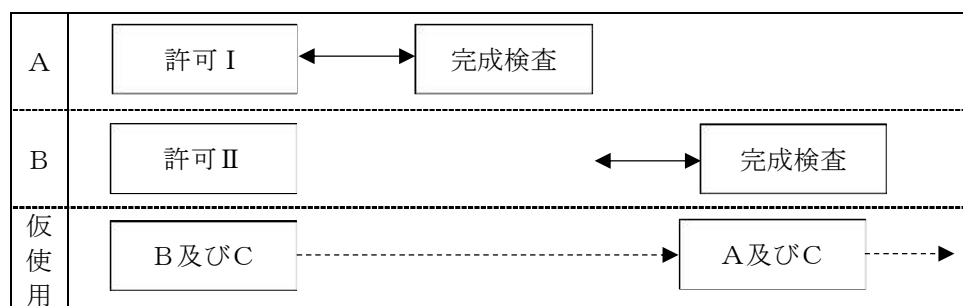


図 2-3-5

(ア) 複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができる。また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。

A及びBの部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更工事部分以外の部分（A及びC部分）の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時とならないこともある。

【留意事項】

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び

許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- (イ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- (ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、B及びC部分の仮使用を承認する。

【留意事項】

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA及びC部分の仮使用承認が行われること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

- (エ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- (2) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）（平 11.3.23 消防危第 24 号）

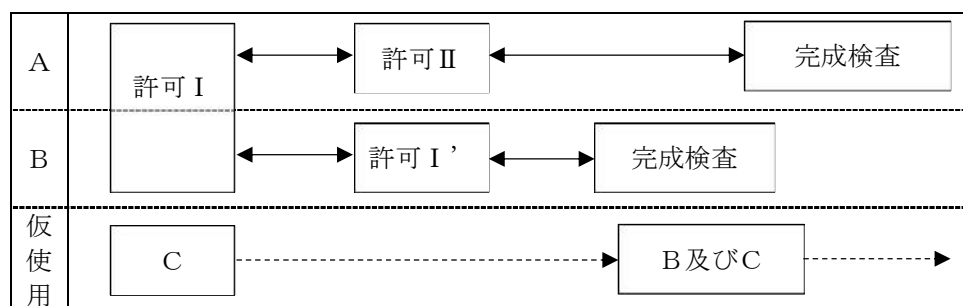


図 2-3-6

- ア A及びBの部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のCの部分の仮使用承認申請について承認する。

【留意事項】

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

- イ B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をB部分に縮小（許可Ⅰ'）するとともに、A部分について新たな許可Ⅱを行う。

B部分の変更工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

ウ B及びCの部分の仮使用について承認する。

【留意事項】

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることが明記されていること。

エ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

第2 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に関する事項（法第10条第1項）

1 申請に関する事項

- (1) 仮貯蔵又は仮取扱い（以下、「仮貯蔵等」という。）は、同一場所ごとに1件として処理すること。
- (2) 同一場所で仮貯蔵と仮取扱いが同時に行われる場合は、一括して申請するよう指導する。●
- (3) 同一場所において法定期間（10日間）終了後、反復しての仮貯蔵等は原則として承認しない。
- (4) タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵等は、資料2-3-1「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（平4.6.18消防危第52号）」によること。

2 承認条件等

- (1) 屋外において仮貯蔵等を行う場合は次によること。
 - ア 屋外において承認してはならない危険物は、第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40℃未満の危険物、危規則第16条の3に定める指定過酸化物質及びアルカリ金属の過酸化物質とする。
 - イ 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量、貯蔵又は取扱い方法及び周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。
 - ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確に区画し、おおむね危政令第16条第1項第4号に定める保有空地以上の空地を確保すること。
 - エ 引火点が常温以下の危険物を仮貯蔵等する場合は、遮熱シートで危険物を覆うなど、危険物の温度が上昇しないよう安全対策を行うこと。
 - オ 同一の場所において、類を異にする危険物の仮貯蔵等を行うことは、認められない。
- (2) 屋内において仮貯蔵等を行う場合は、次によること。
 - ア 仮貯蔵等を行う場所の構造は、耐火構造（危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られた専用の建築物、棟又は室とする。

イ 類を異にする危険物は、不燃材料で造られた隔壁で完全に区画すること。ただし、危規則第39条各号に規定する場合は、この限りでない。

ウ 電気設備は電気工作物に係る法令の規定によること。

(3) 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条から第27条の基準に準じて行うこと。

(4) 消火設備

仮貯蔵等を行う危険物に応じ、第4種又は第5種の消火設備を設置すること。その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の所要単位、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

(5) 標識

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識を危規則第17条第1項の基準を準用して掲げること。

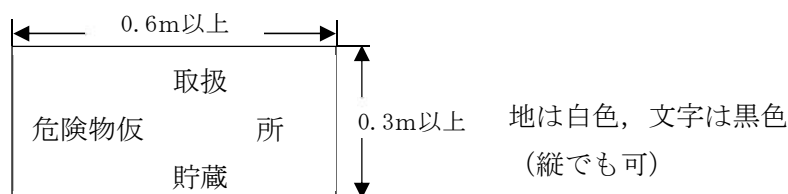


図 2-3-7 標識の例

(6) 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、仮貯蔵等の期間、承認番号、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項並びに現場管理責任者の氏名、連絡先を記載した掲示板を危規則第18条第1項の基準を準用して掲げること。

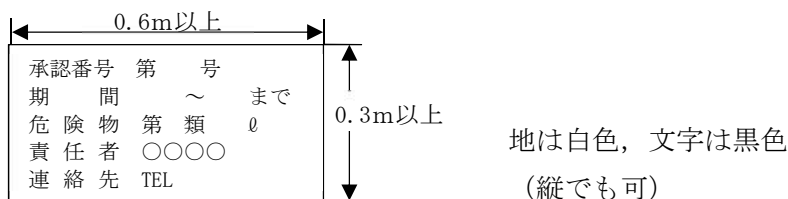


図 2-3-8 掲示板の例

3 危険物取扱者の立ち会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱作業に危険物取扱者を立ち合わせる事。

4 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵

- (1) 箱型の金属製コンテナにおいて危険物の仮貯蔵等をする場合は、1(4)の「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」の基準を準用する。
- (2) 地下タンクの定期点検に伴う危険物の抜取りについて
定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所から一時的に危険物を抜き取って保管する場合は、仮貯蔵の承認を要しない。(資料 2-3-1)
- (3) 消防長が危険物の類別、品名及び数量、仮貯蔵等の方法、並びに周囲の状況から判断して、この基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

5 震災時等における危険物の仮貯蔵等の安全対策及び手続き、被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱いの留意事項については、条例の規定のほか、ガイドライン(資料 2-3-2 平 25.10.3 消防危第 171 号)に基づくこと。

第4節 検査に関する基準

第1 製造所等の完成検査前検査申請に関する事項

1 基礎地盤検査・溶接部検査

(1) 申請に関する事項

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 完成検査前検査（溶接部検査）申請後、再び溶接部検査を必要とする変更許可申請が行われたときは、次によること。

(ア) 溶接部検査終了後に変更申請した場合には、再度溶接部検査の申請が必要であること。

(イ) 溶接部検査を受けていない場合は、個々の変更申請について溶接部検査の申請を必要とせず、1件の申請で足りる。

ウ 保安検査の際に、タンク底部に係る変更の工事（側板に係る工事を含むものを除く。）が行われた場合に、当該保安検査により、危政令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められるときは、溶接部検査は要さないものであり、次によること。（昭59.7.13消防危第72号）

(ア) 保安検査を受けることにより、溶接部検査を要しないものは、次の要件を全て満足するものであること。

a 変更の工事に係る溶接部検査の対象がタンク底部に係るものに限られること。

b 溶接部検査を受け得る状態に至った時期に保安検査が実施されること。

c 保安検査により、タンク底部に係る部分が危政令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められること。

(イ) 完成検査申請の際に、当該保安検査に係る保安検査済証の写しを添付すること。

エ 完成検査前検査（基礎地盤検査）については、イに準じること。

オ 溶接部検査が必要となる工事

(ア) タンクの新設

(イ) 屋外貯蔵タンクについては、タンク本体に関する変更工事で図2-4-1中の①から⑨までに掲げる工事とする。

(2) 完成検査前検査に必要な自主検査報告書等

ア 基礎地盤検査

(ア) 事前調査ボーリング位置図（平面図）

(イ) 土質資料

a N値

b 地下水位

- c 細粒分含有率 (F C)
- d 粒度 (D 5 0)
- e 層序を確認できる資料
- (ウ) その他工事の内容によって必要と認められる図書

イ 溶接部検査

- (ア) 天候記録
- (イ) 溶接士名簿
- (ウ) 溶接士資格証 (写)
- (エ) 溶接材料入庫及び乾燥記録
- (オ) 溶接施工管理記録
- (カ) 溶接部非破壊検査記録
- (キ) 非破壊検査員名簿
- (ク) 非破壊検査員資格証 (写)
- (ケ) その他工事の内容によって必要と認められる図書

2 水張検査・水圧検査

(1) 申請に関する事項 (昭 59. 7. 13 消防危第 72 号)

- ア 完成検査前検査申請は、タンク 1 基ごととすること。
- イ 圧力タンクにあつては水柱 500 mm を超える圧力がかかるものとすること。
- ウ 水張検査・水圧検査が必要となる工事
 - (ア) タンクの新設
 - (イ) 屋外貯蔵タンクについては、タンク本体に関する変更工事で図 2-4-1 中の①から⑥まで、⑩、⑪及び⑰から⑳までに掲げる工事とする。
 - (ウ) (イ) 以外の製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクで屋外又は屋内にあるもの並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても(イ)と同様である。

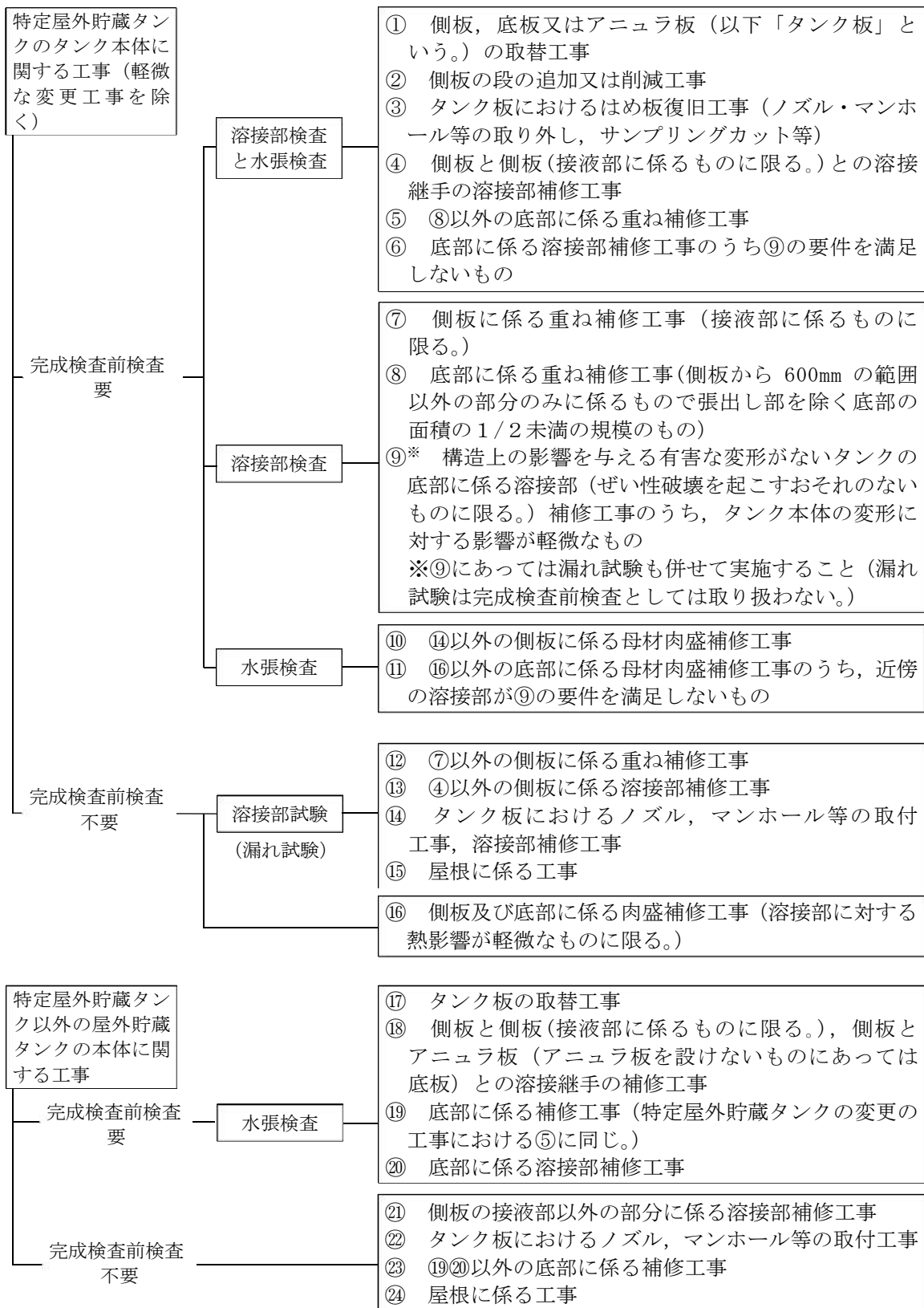


図 2-4-1 屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等
 (令 1.8.27 消防危第 117 号)

第2 製造所等の完成検査申請に関する事項

1 申請に関する事項

完成検査前の同一許可施設において、設置又は変更許可後に変更許可を複数受け、それらの完成検査を同時に行うものにあつては、完成検査は1件として取り扱うこと。

2 完成検査の方法

(1) 基本的事項（平9.3.26消防危第35号）

完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用できること。自主検査結果等の活用については、あらかじめ完成検査において申請者と自主検査結果等により確認する事項について、十分調整すること。

なお、中間検査等により確認された事項については、完成検査時に(2)に示す自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、完成検査時に検査員が現地で確認すれば足りる。

(2) 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

ア 位置、構造及び設備（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができる。

なお、これらの全てを必要とするものではなく、技術上の基準の適合状況が確認できる必要最小限のものとする。こと。（平9.3.26消防危第35号）

自主検査結果については、次に示す記録等があること。

(ア) 配管の水圧（気密）試験結果の記録書

(イ) 地下埋設配管で電気防食を行うものは、防食電位測定結果の記録書

(ウ) 接地抵抗値の測定結果の記録書

固定給油設備等の確認済機種は固定給油設備等のアースボックスと地面の間、確認済機種以外のは給油ノズルと地面の間1,000Ω未満。

その他、表2-4-1参照

接地工事の種類	接地抵抗値
第1種接地工事	10Ω
第2種接地工事	変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の一線地絡電流のアンペア数で、150（変圧器の高圧側の電路と低圧側の電路との混触により、低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは300）を除いた値に等しいオーム数
第3種接地工事	100Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設置するときは500Ω）
特別第3種接地工事	10Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設置するときは、500Ω）

表 2-4-1 接地工事の種類と抵抗値

(エ) 絶縁抵抗値の測定結果の記録書

表 2-4-2 の左欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上でなければならない。

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値
300V以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう）が150V以下の場合	0.1MΩ
	その他の場合	0.2MΩ
300Vを超えるもの		0.4MΩ

表 2-4-2 絶縁抵抗値

(カ) 容量が指定数量未満の製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクの検査結果の記録書

イ 消火設備に係る事項（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

製造者の検査成績証明書，設置者の検査記録写真，消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。なお，工事規模等ごとの完成検査事項等については，次のとおりとすること。

(ア) 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は，工事規模等により次のとおりとするが，適用する性能試験等についてあらかじめ申請者と十分調整するものとする。

a 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては，原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

b 中規模な変更工事

中規模な変更工事（a 及び c 以外）においては、原則として c に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

c 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

(イ) 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載すること。

ウ 警報設備及び避難設備に係る事項（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。

(3) 特定屋外タンク貯蔵所

ア タンク本体の溶接線の非破壊検査結果の記録書

イ 屋根、ノズル、マンホール等の漏れ試験結果の記録書

（昭 52. 3. 30 消防危第 56 号）

ウ タンク基礎の水平度測定結果の記録書

エ 水張検査前・後の側板最下端の水平度及び底部の凹凸状況の測定結果の記録書（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

オ タンク垂直度の測定結果の記録書

カ タンク真円度の測定結果の記録書

キ 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果の記録書

ク 側板と底板の隅肉脚長測定結果の記録書

ケ タンク底板で電気防食を行うものは、防食電位測定結果の記録書

なお、ケの記録書については、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所についても添付すること。

(4) 準特定屋外タンク貯蔵所

(3)の例によること。（ただし、ア、イ、及びエを除く。）

(5) 移動タンク貯蔵所

ア 安全装置検査済証正本の写し

イ 車検証の写し

3 完成検査時における工事用架台等の取扱い（平 9. 3. 26 消防危第 35 号）

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることから、これに関しては次によること。

(1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去されている必要があること。

(2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時には撤去予定を確認しておくものとする。

第5節 保安に関する基準

第1 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に関する事項

1 申請に関する事項

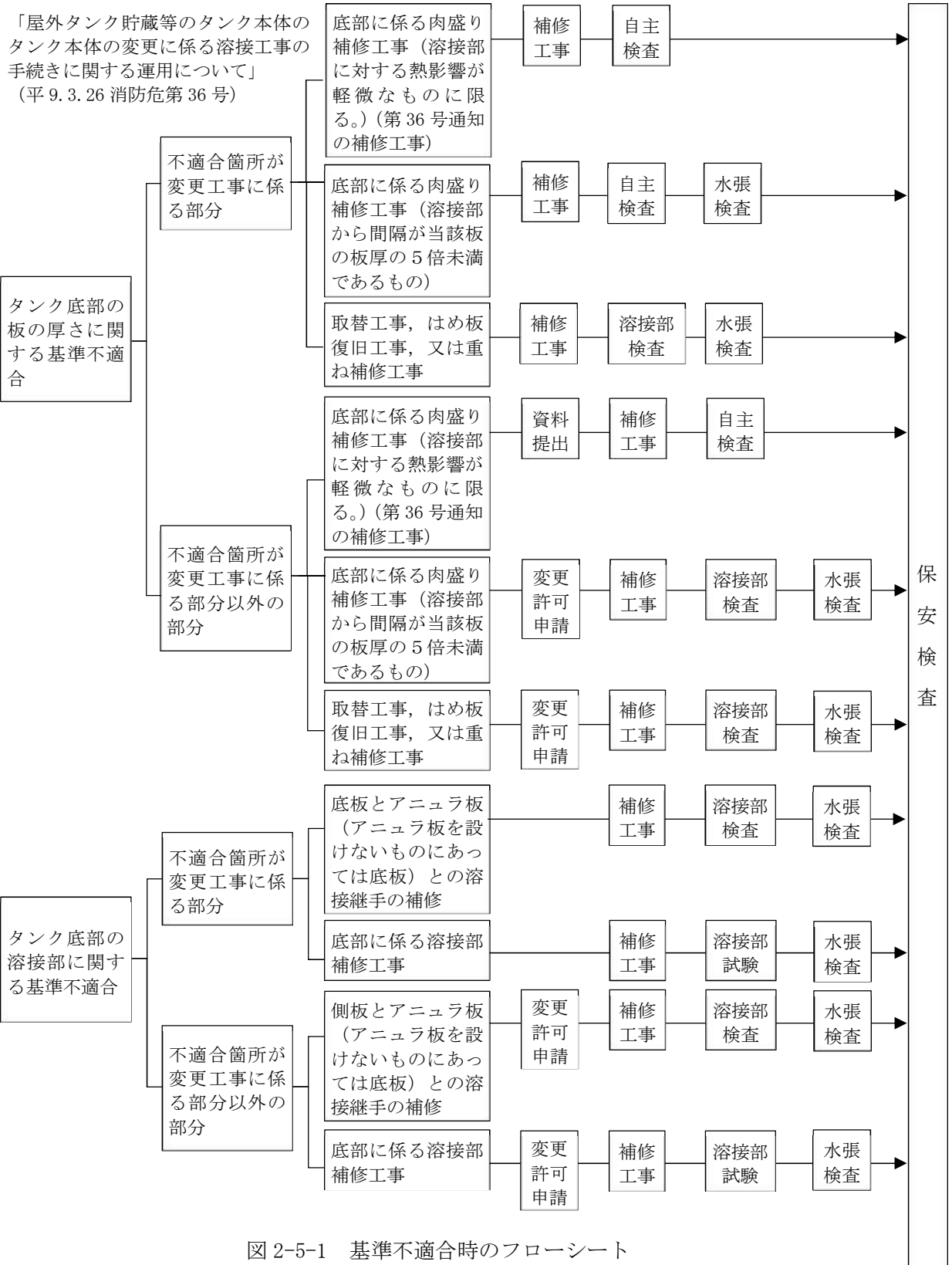
- (1) 危政令第8条の4第2項第1号に規定する保安に関する検査を受けた日とは、保安検査済証交付日とする。
- (2) 保安検査と同時期に次の変更工事を行う場合は、保安検査申請のほかに完成検査前検査申請（溶接部検査）が必要である。
 - ア 側板の取替工事
 - イ 側板の段数の追加又は側板の削減工事
 - ウ 側板におけるはめ板復旧工事（ノズル・マンホール等の取り外し等）
 - エ 側板と側板（接液部に係るものに限る。）との溶接継手の補修工事
 - オ 側板の接液部に係る重ね補修工事

2 保安検査に必要な自主検査報告書等

- (1) 溶接部非破壊検査記録
- (2) 板厚測定記録
- (3) 側板隅肉部溶接脚長検査記録
- (4) 側板と底板の角度測定記録
- (5) 底板形状測定記録
- (6) 側板最下段水平度測定記録
- (7) 沈下測定記録
- (8) 保安検査と同時期に第4節第1「製造所等の完成検査前検査申請に関する事項」中の図2-4-1の①から⑧までに掲げる変更工事を実施する場合は、第4節第1、1(2)イに示す自主検査報告書等

3 基準不適合時の措置

保安検査の結果、危政令第8条の4第3項第1号に規定する事項についての基準不適合があった場合には図2-5-1「基準不適合時のフローシート」によること。



4 保安検査に関する事項（昭 52.3.30 消防危第 56 号）

(1) タンクの底部の板の厚さの測定箇所

タンクの底部の板の厚さの測定箇所は、次によること。

ア アニュラ板にあつては、側板内側より 0.5m までの範囲において、千鳥に 2 m 以下の間隔でとつた箇所、底板にあつては板 1 枚当たり 3 以上の箇所とすること。

イ 腐食の認められる箇所、接地設置箇所付近、水抜き付近等にあつては、アの箇所によるほか、おおむね 0.3m 間隔の点を当該箇所とすること。

(2) タンクの底部の溶接部検査

タンクの底部の溶接部検査に関して留意すべき事項は、次によること。

ア 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う箇所は、次に掲げる箇所を標準とすること。この場合において溶接の品質から判断して当該箇所を増減することができること。

側板及びアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては底板をいう。以下同じ。）内側の溶接継手、アニュラ板相互の突合せ継手、アニュラ板（側板の内面からタンクの中心部に向かって張り出しているアニュラ板の幅が 1 m 以下のものに限る。）及び底板の溶接継手	左欄の溶接継手の全ての箇所
底板と底板との溶接継手のうち、3 枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手	左欄の溶接継手の全ての箇所
アニュラ板（側板の内側からタンク中心部に向かって張り出しているアニュラ板の幅が 1 m を超えるものに限る。）及び底板の溶接継手	左欄の溶接継手のうち 3 枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手の全ての箇所
底板と底板との溶接継手のうち底板の横方向の溶接継手であつて、溶接作業方法及び溶接施工方法が同一であるもの	左欄の溶接継手のうち任意の位置から 1 か所
ジグ取付け跡で試験を行うことが必要と認められる箇所	左欄の箇所

表 2-5-1 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う箇所

イ すみ肉溶接の重ね長さについては、溶接部の試験を行うべき部分に該当しないものであること。

5 臨時保安検査の事由に関する事項（昭 52. 3. 30 消防危第 56 号）

特定屋外タンク貯蔵所において、タンク直径の 1/100 以上の不等沈下が生じた場合は、当該特定屋外貯蔵タンクの基礎の修正を要するものであること。この場合、当該特定屋外タンク貯蔵所については、法第 11 条第 1 項後段の規定による変更の許可を要するものであること。なお、当該変更の計画にあたっては、不等沈下を生じた経緯等を勘案したうえ、不等沈下を防止するための措置について十分な検討を行う必要があること。

6 申請書の記入方法

申請書の記入方法は、第 2 節、第 3、1 の例によること。

第 2 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認申請に関する事項

1 申請に関する事項

(1) 保安のための措置等が講じられていることを要件にした保安検査時期延長承認申請

危政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号イ、ロに規定する要件を満たしていることにより、保安検査時期を延長しようとする場合は、保安検査時等において既に確認されている事項に係るものを除き、表 2-5-2 に掲げるもののうち当該要件を満たしていることが確認できる書類を申請書に添付して提出すること。

なお、保安検査時等において既に確認されている事項については、申請書の備考欄にその旨を記載すること。（平 23. 2. 25 消防危第 45 号）

項目	内容
次回の保安検査の時期	・タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した書類
コーティング	・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる書類
水等管理の実施	・貯蔵危険物の水等の管理要領及び管理記録
補修・変形	・補修実施箇所を示す図面，補修工事施工要領を示す書類 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録
不等沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録
支持力・沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録
維持管理体制	・過去1年間の教育訓練実施記録（実施日，実施場所，参加人員，教育訓練内容を記録した書類） ・過去1年間の巡視・点検実施計画，実施要領を記載した書類

表 2-5-2 申請時の添付書類（危規則第6 2条の2の2第1項及び第2項関係）

(2) 休止を要件にした保安検査時期延長承認申請

既に休止中の特定屋外タンク貯蔵所で市危則第1 2条に定める休止届出書が提出されている場合を除き，休止を要件に保安検査時期を延長しようとする場合は，市危則第1 2条で定める様式第8号による休止の届出書を申請書とともに提出すること。

2 保安検査時期延長承認申請における確認事項等

(1) 保安のための措置等が講じられていることを要件にした場合の確認事項

保安のための措置等が講じられていることを要件に保安検査時期を延長しようとする場合は，危政令第8条の4第2項第1号イ，ロの規定に関する事項を満たすことを申請時の添付書類で確認できる場合に限り，保安検査時期の延長を承認することができる。

(2) 休止を要件にした場合の確認事項，再開時における保安検査の実施に関する事項

ア 休止を要件に保安検査時期を延長しようとする場合の確認事項

休止を要件に保安検査時期を延長しようとする場合は，次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれにも該当することを現地で確認できた場合に限り，保安検査時期

の延長を承認することができること。

(ア) 危険物を清掃等により完全に除去する措置を講ずること。

(イ) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板の設置、又は配管等の一部取り外しを行うなどにより、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物又は可燃性蒸気が流入しないようにすること。

(ウ) 見やすい箇所に、幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示すること。

イ 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の保安検査の実施に関する事項

休止を要件に保安検査時期を延長した場合の保安検査は、次の(ア)又は(イ)に定める時期までに実施すること。

(ア) 延長前の保安検査時期までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合は、延長前の保安検査時期とすること。

(イ) 延長前の保安検査時期より後で、かつ、延長された保安検査時期より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合は、再開する日の前日を期限とすること。

3 申請書の記入方法

申請書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第3 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認申請等に関する事項

1 申請等に関する事項

(1) 保安のための措置が講じられていることを要件にした内部点検期間延長承認届出

保安のための措置が講じられていることを要件に内部点検期間を延長しようとする場合は、第2、1(1)、表2-5-2に掲げる資料を届出書に添付し、保安のための措置を講じている旨を届出書の備考欄に記載して提出すること。(平23.2.25消防危第45号、平12.3.21消防危第31号)

この場合において、第2、1(1)、表2-5-2中「保安検査」とあるのは「内部点検」と読み替えるものとする。

(2) 休止を要件にした内部点検期間延長申請

休止を要件に内部点検期間を延長しようとする場合は、第2、1(2)の例によること。

この場合において、第2、1(2)中「保安検査時期」とあるのは「内部点検期間」と読み替えるものとする。

2 内部点検期間延長承認申請等における確認事項等

(1) 保安のための措置が講じられていることを要件にした場合の確認事項

保安のための措置が講じられていることを要件に内部点検期間を延長する場合は、危規則第62条の2の2第1項第1号及び第2号の規定を満たしていることを届出時の添付書類により確認することができる場合に限り、内部点検期間の延長を承認することができること。

(2) 休止を要件にした場合の確認事項等

第2, 2(2)の例によること。

この場合において、第2, 2(2)中「保安検査」とあるのは「内部点検」、「保安検査時期」とあるのは「内部点検期間」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 内部点検の期間延長を承認する場合は、危規則別記様式第35の備考欄に次の事項を記載すること。

ア 「休止確認年月日 ○○年○○月○○日」

イ 延長された内部点検期間

3 申請書等の記入方法

申請書等の記入方法は、第2節, 第3, 1の例によること。

第4 休止を要件にした地下貯蔵タンク、二重殻タンク及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請に関する事項（平22.6.28消防危第130号、平22.7.8消防危第144号）

1 申請に関する事項

危規則第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の規定に基づき、休止を要件に地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間を延長する場合は次によること。

(1) 漏れの点検期間延長申請

既に休止中の地下貯蔵タンク等で市危則第12条に定める休止届出書が提出されている場合を除き、休止を要件に漏れの点検期間を延長しようとする場合は、同条に定める様式第8号による休止の届出書を申請書とともに提出すること。

また、休止を要件に地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の申請と地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請を同時に行う場合における上記様式第8号による休止の届出書の取扱いについては、いずれかの申請書に休止の届出書を添付することで差し支えない。

(2) 休止を要件に漏れの点検期間を延長する場合の確認事項等

休止を要件に漏れの点検期間を延長しようとする場合は、次のアからウに掲げるいずれにも該当することを現地で確認できた場合に限り、漏れの点検期間の延長を承認することができる。

- ア 危険物を清掃等により完全に除去する措置を講ずること。
 - イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板の設置、又は配管等の一部取り外しを行うほか、該当する地下貯蔵タンクの注油口の施錠等を行うことにより、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物又は可燃性の蒸気が流入することのないよう適切な措置を講ずること。
 - ウ 地下貯蔵タンクの注入口近傍の見やすい箇所に、幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示するとともに、注入口に休止中であることを明示する表示札等を取り付けること。
- (3) 危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施に関する事項
- 休止を要件に漏れの点検期間を延長した場合の漏れの点検は、次のア又はイに定める期間までに実施すること。
- ア 延長前の漏れの点検期間までに危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合は、延長前の漏れの点検期間とすること。
 - イ 延長前の漏れの点検期間より後で、かつ、延長された漏れの点検期間より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合は、再開する日の前日を期限とすること。
- (4) 休止を要件に漏れの点検期間を延長する場合の承認に関する事項
- 休止を要件に漏れの点検期間の延長を承認する場合は次によること。
- ア 地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長を承認する場合は、危規則別記様式第 4 2 の備考欄中に次の事項を記載すること。
 - なお、漏れの点検期間の延長を承認した日は、(ア)の日をもって取り扱うこと。
 - (ア) 休止確認年月日
 - (イ) 延長された漏れの点検期間
 - イ 地下埋設配管の漏れの点検期間の延長を承認する場合は、危規則別記様式第 4 3 の備考欄中に、アの例により記載すること。

2 申請書の記入方法

申請書の記入方法は、第 2 節、第 3、1 の例によること。

第6節 認可に関する基準

第1 予防規程制定・変更認可申請に関する事項

1 予防規程を定めなければならない製造所等（危政令第37条）

対象となる製造所等	指定数量の倍数
製造所	10以上
屋内貯蔵所	150以上
屋外タンク貯蔵所	200以上
屋外貯蔵所	100以上
給油取扱所	全 て
移送取扱所	全 て
一般取扱所	10以上

- ・ 鉱山保安法（保安規定）、火取法（危害予防規程）を定めている製造所等を除く。
- ・ 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のを除く。
- ・ 倍数30以下で、かつ、引火点が40℃以上の第4類危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所を除く。

表 2-6-1

2 申請に関する事項

- (1) 申請時期は、当該製造所等の完成検査が完了して、施設を使用するまでに認可を得られる時期とする。
- (2) 予防規程の作成は、個々の製造所等ごとに作成するよりは、むしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所単位に一の予防規程を集約し、該当する全ての製造所等を網羅するように規定すること。（昭40.11.2自消丙予発第178号）
- (3) 当該製造所等の存する事業所の社内規程を予防規程として認可されたい旨の申請がなされた場合、当該社内規程が法定の要件を満たしているときは、その様式の如何にかかわらず、予防規程として認可するものであること。（昭58.12.13消防危第130号）

また、これとは別に保安マニュアル等が作成されており、予防規程の内容がわかりやすく記述してある場合は、予防規程の中にこれらのマニュアルの該当部分を引用することも可能である。

なお、これらの方法により予防規程を作成した場合に、個人名が含まれることが考えられるが、この場合個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しないものである。（平13.8.23消防危第98号）

3 予防規程に定めるべき主な事項は、次のとおりとする。

(1) 危規則第60条の2関係

ア 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

- a 保安業務の内容と役割分担
- b 保安業務の各役割の担当者
- c 保安業務の各役割の代行者
- d 交替時の引継方法及び引継事項

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

- a 危険物の貯蔵及び立ち会いに伴う従業員に対する適切な指示に関する
こと。
- b 施設の点検等の維持管理に関すること。
- c 災害等が発生した場合における従業員に対する指揮及び応急措置に関する
こと。
- d 施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じた役割分担
に関すること。
- e 役割に対する責任に関すること。
- f 代行者に付与される権限及び業務に必要な一定要件に関すること。

イ 自衛の消防組織に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

- a 自衛の消防組織の活動内容
- b 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- c 自衛の消防組織の構成員と代行者

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

自主的に組織等される災害時の即応体制に関すること。

ウ 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

- a 保安教育の対象者の区分
- b 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- c 保安教育の時期

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

- a 保安教育の対象者（全従業員、関係会社の従業員等）に関すること。
- b 保安教育対象者の知識及び経験に応じた内容に関すること。
- c 保安教育対象者の作業内容に応じた実施時期に関すること。

エ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

- a 巡視，点検及び検査の時期，内容及び方法
 - b 巡視，点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
 - c 巡視，点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者，確認方法）
 - d 巡視，点検及び検査により不備欠陥事項等を発見した場合の応急措置及び報告
- (イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項
- a 危険物施設及び設備ごとの運転状況及び危険物の取扱状況に関すること。
 - b 上記に基づくチェックリスト等による巡視，点検及び検査の内容及び方法に関すること。
 - c 消防法以外の規定に基づく巡視，点検及び検査の基準に関すること。
- オ 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- (ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項
- a 安全かつ適正に運転するための基準
 - b 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は，火気の取扱基準
 - c 緊急時における運転の停止，安全装置等の作動及び運転再開時の点検操作基準
 - d 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項
- (イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項
- a 通常の運転時の保安確保に関すること。
 - b 緊急時の措置に関すること。
- カ 危険物の取扱作業の基準に関すること。
- (ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項
- a 危政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準
 - b 危険物の種類，取扱形態に応じた作業基準（aに該当するもの以外）
- (イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項
- 危険物の種類，取扱形態に応じた作業基準に関すること。
- キ 補修等の方法に関すること。
- (ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項
- a 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階，工事中，工事終了後）
 - b 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
- (イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項
- a 工事計画作成時から工事後の安全確認終了までの間の各部署間の連絡体制に関すること。
 - b 工事の部位，方法及び期間等の周知に関すること。
 - c 工事計画作成時における補修に際し講じる措置，補修中の養生方法，補修

完了後の措置及び緊急時の対応方法に関すること。

d 補修工事に際し講じた措置の確認方法及び確認体制に関すること。

ク 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。(平 17. 1. 14 消防危第 14 号)

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事

工事を行う際の安全管理の基本的な体制・仕組み

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

責任者の要件, 事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み・手続き, 工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項, 協力業者を含めた保安情報の共有等

ケ 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

a 緊急時の通報連絡体制及び手段(火災時, 漏洩時, 地震時等)

b 避難に関すること。

c 応急措置方法(火災, 漏洩, 地震等に対する措置, 資機材に関すること。)

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

a 消防署等への通報連絡体制及び手段に関すること。

b 類似施設の事故事例等から予測される事故に対する対応方法等に関する
こと。

コ 危険物の保安に関する記録に関すること。

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

a 保安に関する記録の様式(項目, 日時, 実施者, 確認者)

b 保安に関する記録の保存方法

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

a 保安に関する記録の内容に関すること。

(a) 点検・検査の記録

(b) 設備の故障, 補修等に関する記録

(c) 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録

(d) 異常時の応急措置に関する記録

(e) 事故に関する記録

サ 地震が発生した場合及び地震に伴うが発生し, 又は発生するおそれがある
場合における危険物施設及び設備に対する点検, 応急措置等に関すること。

(平 17. 1. 14 消防危第 14 号, 平 24. 8. 21 消防危第 197 号)

(ア) 予防規程に盛り込むべき主な事項

地震が発生した場合における危険物施設等に対して行うべき事項

(イ) 予防規程作成時に考慮すべき事項

優先順位を考慮した施設の点検，運転停止等の措置，異常発生危険性を想定した事前措置（必要な従業員の緊急参集，必要な資機材等の調達等）

(2) 給油取扱所関係（昭 62. 4. 28 消防危第 38 号）

ア 総括的な事項

- (ア) 目的としては，法第 14 条の 2 の規定に基づき，火災その他の災害を防止することとする。
- (イ) 適用範囲は，給油取扱所の全域とする。
- (ウ) 遵守義務は，給油取扱所の従業員に課すものとする。
- (エ) 出入者に対し，必要に応じて従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。
- (オ) 規程の改正は，危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに，変更の認可を要することについて定める。

イ 保安の役割分担

- (ア) 保安管理を行う者として，所長，危険物保安監督者の氏名を定める。
- (イ) 保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。
- (ウ) 所長，危険物保安監督者，危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定める。
- (エ) 危険物取扱者の氏名等の表示について定める。

ウ 貯蔵及び取扱基準等

- (ア) 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務を定め，この基準としては，消防法令に定めるところによるが，特に次の事項について定める。
 - a 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - b 給油，注油時における油種の確認
 - c ローリーからの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認
 - d みだりな火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - e 危険物の積みおろし時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - f 灯油若しくは軽油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止
 - g その他当該給油取扱所の形態等に応じ，必要な事項
- (イ) 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては，給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め，特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。
 - a 給油又はこれに附随する注油，自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者をもつぱら対象とする業務を行わないこと。

- b 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
 - c 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
 - d その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項
- (ウ) 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所において行わせることとする。

エ 点検

- (ア) 点検については、次のように定める。
- a 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定
 - b 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務及び所長への報告義務
 - c 点検記録簿への記入義務と保存義務
- (イ) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとする。

オ 事故及び火災時の措置

- (ア) 災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成すること及び消防隊長、隊員の責務を定める。(規模に応じ、その役割分担を定める。)
- (イ) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。
- a 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務とこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施
 - b 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施
 - c 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
- (ウ) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める。(地震防災対策強化地域として指定された地域にある給油取扱所においては、警戒宣言が発令された場合における客等への伝達及び避難について定める。)

カ 教育及び訓練

- (ア) 保安教育としては、その対象者、実施時期及び内容等について定める。
- (イ) 訓練としては、その内容及び実施時期等について定める。

(備考) イ保安の役割分担(ア)に関し、認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可の申請は必要とせず、届出をする

ことをもって足りるものとする。それ以降においても同様とする。

キ 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者については、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者をもって充てること。

ク 顧客に自ら給油等をさせる場合には、特に次の事項について定めること。

(平 10. 3. 13 消防危第 25 号)

(ア) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下、「危険物取扱者等」という。）の体制

(イ) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

(ウ) 監視等を行う危険物取扱者の氏名の表示

(エ) 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定

(オ) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

ケ 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所については、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について（平 28. 3. 25 消防危第 44 号）」に掲げる事項に留意して定めること。

(3) 給油取扱所以外の製造所等

予防規程に定めるべき事項は、基本的事項と細目的事項とに分かれるが、基本的事項は、予防規程作成の目的を達しうる最小限度の内容に留めるべきである。細目的事項は、火災その他の災害を防止するため、企業側が任意に記載した保安上の遵守事項や基本的事項に附随した事項がこれに該当するが、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても、これを排除しないこと。

基本的事項はおおむね次のとおりである。（昭 40. 11. 2 自消丙予発第 178 号）

ア 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する事項

危険物の保安に関する業務は、技術的色彩の強いものであることを考慮して管理者を決定するとともに、その組織、構成、各人の責任、権限、業務内容等が明確であること。

イ 危険物保安監督者の職務を代行する者に関する事項

アに準じること。なお、その職務を代行する者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者であること。

ウ 化学消防自動車の設置その他自衛消防組織に関する事項

(ア) 化学消防自動車の設置

化学消防自動車の仕様の概要、定期点検等の実施とその結果の記録及び保存並びに化学消防自動車の故障等による使用不能時の措置に関することの内容が明確であること。

(イ) 自衛消防組織

危険物施設の火災その他の災害の特性を把握し、防火管理者、危険物保安

監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者及び火元責任者等は、それぞれの地位、業務内容等を十分勘案の上、組織が明確であること。

エ 危険物の保安教育に関する事項

危険物の保安に関する作業に従事する者に対する保安教育並びに訓練の実施に関する内容、方法及び時期について具体的であること。

(ア) 保安教育は、その事業所の実態に即応した方法で実施できるように毎年計画をたてること。

(イ) 保安教育の対象は、主として危険物施設において危険物の貯蔵及び取扱いの作業又は保守を行う者とし、関連会社に対しても主たる対象に準じて実施すること。

(ウ) 保安教育の内容

a 保安に関する意識の高揚に関すること。

b 危険物の性質の概要に関すること。

c 貯蔵及び取扱いに係る危険物の詳細に関すること。

d 危政令第4章の規定に基づく貯蔵及び取扱いの技術上の基準の細目に関すること。

e 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の細目に関すること。

f 異常時における応急措置及び避難方法に関すること。

g その他貯蔵及び取扱い作業に係る保安上必要な事項に関すること。

(エ) 保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう適当な時期において反復して行うこと。

オ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関する事項

巡視、点検及び検査の内容については、施設の態様により多様であるが、少なくとも火災予防上の安全性並びに施設の構造及び機能を十分保持する必要性から、設備名、点検等の項目、回数等を明示し日常点検及び定期点検に分けた点検基準を作成するとともに当該点検基準の遵守方法及び異常時の処置の確認方法に関する事項を内容とすること。

カ 危険物施設の運転又は操作に関する事項

危険物施設の運転又は操作は、オによる点検等において異常のないことを確認した後に行うものとするほか、次によるものとする。

(ア) 操作レベルの明示

(イ) 運転員又は操作員の交代時の引継方法

(ウ) 特異時における措置

(エ) 貯蔵及び取扱いの方法等の変更に対する安全運転操作の事前調査研究

キ 危険物の取扱い作業の基準に関する事項

事業所の実態に応じ、危険物の特性等を十分検討のうえ、取扱い作業の具体的

な保安上の留意事項等について記載されていること。

また、事業所で危険物施設が多数ある場合、又は貯蔵及び取扱いの内容が複雑多岐にわたるものについては、予防規程の繁雑化を防ぐため、別に保安上の作業基準を定めること。

この場合の作業基準には、作業内容に応じた運搬及び貯蔵の基準も含むものとする。

ク 補修等の方法に関する事項

危険物施設の設備等の新設、修理、改造、補修等の作業を行う場合における次の注意事項等を定めること。

- (ア) 作業に際し、火気を使用する場合の遵守事項
- (イ) 作業責任者の選定及びその監督
- (ウ) 危険物又は可燃性蒸気が残存し、又は残存するおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合の遵守事項
- (エ) 関連会社及び社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等
- (オ) その他必要事項

ケ 製造所及び一般取扱所についての、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関する事項（平 17. 1. 14 消防危第 14 号）

取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで、有効的な対策を決定していく事故防止のための基本的取組に関する事項を定めること。

「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因をいう。なお、危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

コ 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件、その他配管の工事現場における保安監督体制に関する事項

サ 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外を行う場合における当該配管の保安に関する事項

シ 災害その他非常時の場合の措置に関する事項

危険物の貯蔵又は取扱い作業中に災害又は緊急事態が発生した場合における次の従業者等の行動の基準に関することを定めること。

- (ア) 通報手段
- (イ) 報告内容

- (ウ) 報告先
- (エ) 応急措置と指揮
- (オ) 消防体制を確立する場合の構成，任務及び指揮系統
- (カ) 応援体制
- (キ) 公設消防機関との連絡
- (ク) その他緊急時に必要な事項

ス 危険物の保安の記録に関する事項

日常点検及び定期点検の結果を記録し，保存するとともに，その内容に応じて危険物の保安業務を管理する者等に供覧し，結果について指示を受ける者が記載されていること。

セ 製造所等の位置，構造及び設備を明示した書類並びに図面の整備に関する事項
危険物施設を増設，修理若しくは改造する場合又は災害が発生した場合の参考とするため，次の関係書類及び図面を整備し，保存することを定めること。

- (ア) 製造所等の設置又は変更許可に係る図書
- (イ) 許認可証
- (ウ) 検査済証
- (エ) 事業所内の製造所等の配置図
- (オ) 工事記録

ソ その他危険物の保安に関し，必要な事項

- (ア) 火気使用制限等の防火管理
 - a 火気使用制限に関すること。
 - b 構内交通に関すること。
 - c 火災予防上の点検等に関すること。
- (イ) 消火活動等
 - a 消火設備
 - b 消火活動
- (ウ) その他
 - a 予防規程の遵守義務に関すること。
 - b 予防規程の適用範囲に関すること。
 - c 予防規程の改廃の手続きに関すること。

4 認可基準（昭 40. 11. 2 自消丙予発第 178 号）

次の事項に該当するときは，認可を与えないものとする。

- (1) 基本的事項が明確でないとき
- (2) 予防規程に危政令第 4 章の規定に違反するものがあるとき
- (3) その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき

第2 単独荷卸しに関する事項

- 1 危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことについては、資料 2-6-1（「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について（平 17. 10. 26 消防危第 245 号）」及び「執務資料（平 30. 9. 26 消防危第 176 号）」によること。
- 2 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等
予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては次のとおりとすること。
なお、予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあつても、下記に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。
 - (1) 予防規程に規定する内容
単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。
 - ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
 - イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
 - ウ 単独荷卸しの実施に関すること。
 - エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
 - オ 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
 - カ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
 - (2) 給油取扱所等の予防規程に添付する書類
給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。
 - ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
 - イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
 - ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）
 - (3) 予防規程の審査に際しての留意事項
次の事項に留意するものであること。
 - ア 予防規程の審査
給油取扱所等の予防規程の審査においては、ア及びイに掲げる内容が適正であることを確認するものであること。

イ 給油取扱所等の確認

予防規程の審査の際に、必要に応じ、給油取扱所等の状況を確認すること。

第3 ドライコンテナによる貯蔵の場合

予防規程を定める必要がある場合は、予防規程にドライコンテナによる危険物の貯蔵等について定めること。(令 4.12.13 消防危第 283 号)

記載例

第〇条 ドライコンテナによる危険物の貯蔵等

ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、次によることとする。

- (1) ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないこと。
- (2) ドライコンテナは、常時施錠され、貯蔵所内で開封することがないこと。
- (3) ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。
- (4) ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、同コンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名(第4類で水溶性のものは化学名及び「水溶性」)、数量及び危険物に応じた注意事項(「火気厳禁」、「禁水」等)の表示が行われていること。
- (5) ドライコンテナを複数置く場合は、相互間に点検等のための間隔を設けること。

第7節 届出等に関する基準

第1 完成検査済証再交付申請に関する事項

1 申請に関する事項

- (1) 再交付申請書は、製造所等の譲渡等があった結果、設置者等の変更があった場合においても、当該再交付申請書の設置者欄等は変更前のままで記載するものとし、再交付される完成検査済証についても同様とすること。なお、当該再交付申請書の申請者と設置者は、原則として同一の者であること。
- (2) 完成検査済証を汚損し、又は破損したことにより申請する場合は、申請書に当該完成検査済証を添えて申請すること。
- (3) 亡失して再交付を受けた完成検査済証の原本を発見した場合は、これを10日以内に提出すること。

2 再交付に関する事項（昭57.1.19消防危第10号）

- (1) 完成検査済証の再交付庁である宇都宮市長は、交付当時の宇都宮市長名とすること。
- (2) 完成検査済証の再交付にあたっては、再交付される完成検査済証の表面に「再交付」と記し、再交付年月日を記載すること。

3 申請書の記入方法

申請書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第2 製造所等の譲渡引渡届出に関する事項

1 譲渡又は引渡の意義

譲渡又は引渡とは、次によるものであること。

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の占有権が移転することをいう。なお、引渡としての設置者の地位の継承は、当該製造所等を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（昭58.11.17消防危第119号）

2 届出及び添付書類に関する事項

譲渡引渡届出書の届出者と譲渡又は引渡を受けた者は、原則として同一の者であること。当該譲渡引渡届出書には、原則として譲渡又は引渡があったことを証明する次の書類を添付するものとする。

- (1) 製造所等の登記簿謄本、抄本又はその写し

(2) 売買，贈与等による所有権，変更権限の移転等を証明する書類

3 移動タンク貯蔵所の売買時における留意事項（平 20. 3. 25 消防危第 54 号）

移動タンク貯蔵所については，車両の売買により，その所有権が移転するなど譲渡又は引渡に該当する場合や常置場所を変更する場合があるが，その際に必要な手続きがなされるよう留意すること。

4 届出書の記入方法

届出書の記入方法は，第 2 節，第 3，1 の例によること。

第 3 危険物の品名，数量又は指定数量の倍数変更届出に関する事項

1 届出に関する事項

製造所等において貯蔵し又は取り扱う危険物の品名，数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合のうち，製造所等の位置，構造又は設備の技術上の基準に変更が生じないときは，当該製造所等において貯蔵し又は取り扱う危険物の品名，数量又は指定数量の倍数を変更しようとする日の 10 日前までに届出書を提出すること。ただし，製造所等の位置，構造又は設備の技術上の基準に変更が生じる場合には，変更許可申請によること。

また，変更しようとする危険物の性状等が，一般的に知られていないものである場合は，危険物の性状確認試験関係書類を届出書に添付すること。

2 耐薬品性能に関する確認事項

強化プラスチック製二重殻の地下貯蔵タンクで，内殻に強化プラスチックを用いるものにおいて貯蔵し，又は取り扱う危険物の品名，数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合は，第 2 節，第 1，1(3)イ(オ)の例により耐薬品性能試験の結果を届出書に添付すること。（平 22. 6. 28 消防危第 130 号）

3 届出書の記入方法

届出書の記入方法は，第 2 節，第 3，1 の例によること。

第 4 製造所等の用途廃止の届出に関する事項

1 届出に関する事項

用途廃止の届出は，製造所等において危険物の貯蔵又は取扱いを将来にわたって行わない場合に提出するものであること。なお，当該用途廃止届出書の届出者と設置者とは，原則として同一の者であること。

2 添付書類に関する事項

用途廃止の届出書には、原則として市危則第5条の規定による次の書類を添付するものとする。

- (1) 製造所等の許可証及び許可申請書
- (2) (1)の許可に係る完成検査済証及びタンク検査済証
- (3) その他関係書類

3 届出時の留意事項

用途廃止をした地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）の届出書を受理する際には、廃止タンクの処置について聴取するとともに、届出者に資料2-7-1「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」により、廃止タンクの解体時の危険性及び安全管理指針の趣旨の周知を行うとともに、届出者を通じて廃止タンクの解体作業責任者に安全管理指針が周知されるよう指導する等、廃止タンクの措置に係る安全対策が十分に行われるよう配慮すること。また、必要に応じ廃止タンクの処置状況を確認すること。（平3.7.11消防危第78号）

4 届出書の記入方法

届出書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第5 危険物保安統括管理者の選任・解任届出に関する事項

1 届出に関する事項

危険物保安統括管理者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならないこととされたが、その事業の実施を統括管理する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。（昭51.7.8消防危第22号）

2 届出書の記入方法

届出書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第6 危険物保安監督者の選任・解任届出に関する事項

1 届出に関する事項

危険物保安監督者を選任する義務のある製造所等においては、当該製造所等の所有者等と保安監督者になるべき者との間に承諾の意思疎通が必要である。なお、危険物保安監督者の選任・解任届出書の届出者は、原則として当該製造所等の設置者等と同一の者であること。

2 添付書類に関する事項

危険物保安監督者選任・解任届出書には、原則として危規則第48条の3に規定する次の書類を添付・提示するものとする。

- (1) 新たに選任する危険物保安監督者の実務経験を証明する書類を添付すること。
- (2) 新たに選任する危険物保安監督者の危険物取扱者免状の提示またはその写しを添付すること。

3 届出書の記入方法

届出書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

4 選任義務対象 (危政令第31条の2)

危険物の種類		第4類				第4類以外		
		倍数30以下		倍数30超		倍数30以下	倍数30超	
貯蔵・取扱い数量	40℃以上のみ	40℃未満	40℃以上のみ	40℃未満				
製造所		全て必要						
屋内貯蔵所			○	○	○	○	○	
屋外タンク貯蔵所		全て必要						
屋内タンク貯蔵所			○		○	○	○	
地下タンク貯蔵所			○	○	○	○	○	
簡易タンク貯蔵所			○		○	○	○	
移動タンク貯蔵所		不要						
屋外貯蔵所				○	○		○	
給油取扱所		全て必要						
第一種販売取扱所			○			○		
第二種販売取扱所			○		○	○	○	
移送取扱所		全て必要						
一般取扱所	ボイラー等消費・容器詰替のもの		○	○	○	○	○	
	上記以外のもの	全て必要						

表 2-7-1

第7 資料提出に関する事項

1 届出に関する事項

- (1) 資料提出書は、要綱第9条の規定により資料2-1-1を基に提出するものとする。
 - ア 法第11条第1項後段の規定による変更の許可の手続きを要しない製造所等の軽微な変更をしようとするとき。
 - イ 製造所等の規制外の部分の変更で、災害防止上特に資料を提出する必要があると認めるとき。
 - ウ 予防規程に規定する事項のうち危険物の品名、数量若しくは指定数量の倍数又は関係者の氏名等を変更しようとするとき。
 - エ 製造所等の所有者、管理者又は占有者の住所、氏名又は名称に変更があったとき。
- (2) (1)に掲げるもののほか、地下貯蔵タンク本体及び地下埋設配管の漏えい検査の実施結果等について、報告する場合は別紙によること。

2 添付書類に関する事項

1(1)アに該当する資料提出書には、原則として次の書類を添付するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 当該製造所等の配置図
- (3) 当該製造所等の位置、構造又は設備の図面のうち、当該軽微な変更工事に係る箇所の図面、仕様書等
- (4) 保安対策等その他必要な書類

3 届出書の記入方法

届出書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第8 製造所等の使用の休止の届出に関する事項

1 届出に関する事項

製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いを休止しようとする場合は、市危則第12条の規定により届出書を提出することとし、この場合、届出者と設置者は原則として同一の者であること。

なお、製造所等の使用を休止する期間は必要最小限とし、その使用を再開する場合は、原則として定期点検を行うこと。

2 休止を要件に義務の緩和措置等を申請する場合の取扱い

休止を要件に義務の緩和措置等を申請する場合の取扱いについては、第5節の第2、第3及び第4で定めるもののほか、次によること。

(1) 準特定屋外タンク貯蔵所に関する事項

休止を要件に準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限を延長する場合は、第5節、第2、2(2)で定める特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認申請における確認事項が現地で確認できた場合に限り、承認することができること。

(2) 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに関する事項

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクについて、休止を要件に危規則第23条の2第1項第1号及び第2号並びに危規則第23条の3で定める内面の腐食を防止するためのコーティング等（以下「コーティング等」という。）の措置を、休止している間、講じないこととする場合の承認は次によること。

ア 休止を要件にコーティング等を講じないこととする場合の手続き（平22.7.23消防危第158号）

第8節に定める危政令第23条に関する事務処理の例により、次に掲げる事項を記載した書面に市危則第12条で定める様式第8号を添えて提出すること。

なお、地下貯蔵タンクに名称又は番号等が付されていないときは、休止する地下貯蔵タンクの位置を記載した図面等を添付すること。

(ア) 休止を要件に当該地下貯蔵タンクの使用を休止している間コーティング等の措置を講じないこと。

(イ) 使用を再開する日の前日までにコーティング等の措置を講じること。

イ 休止を要件にコーティング等を講じないこととする場合の承認に関する事項

休止を要件に、休止している間、コーティング等を講じないこととする場合は、第5節、第4、1の例により確認事項が現地で確認できた場合に限り、危政令第23条の特例を適用し、当該措置を講じないことを認めることができるものとする。

ウ 承認に関する事務処理

危政令第23条の特例を適用し、休止している間、コーティング等を講じないことを承認する場合は、前記様式第8号の備考欄に、次の事項を記載すること。

なお、危政令第23条特例の適用を認める日は、(ア)の日をもって取り扱うこと。

(ア) 休止確認年月日

(イ) コーティング等の実施時期

(ウ) 使用を再開する日の前日までにコーティング等の措置を講じること。

(エ) その他必要と認める事項

3 届出書の記入方法

届出書の記入方法は、第2節、第3、1の例によること。

第8節 特例に関する基準

第1 危険物の規制に関する政令第23条（特例）に関する事務処理

危政令第23条（特例）に関する事務の流れは、次のとおりである。

- 1 特例適用に関する事前相談
- 2 危険物製造所等設置・変更許可申請書 2部受付
（危規則別記様式第2，第3，第5，第6及び特例適用申請書）
- 3 設置・変更許可の審査で特例適用の可否を確認し，検査により決定する。

第2 特例の適用

特例基準は，許可行政庁が危険物の品名及び数量，危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに危険物施設の周囲の地形その他の状況から客観的に判断して適用するもので，次によること。

- 1 危政令第9条から第22条までの基準によらなくても火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく，かつ，火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき。
- 2 予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより，危政令第9条から第22条までの規定による危険物施設の位置，構造及び施設の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき。

○ 第2章 関連通知

- ・昭和 36. 5. 10 自消丙予発第 25 号 「危険物の規制に関する政令第 23 条の特例基準について」
- ・昭和 40. 11. 2 自消丙予発第 178 号 「予防規程の認可について」
- ・昭和 46. 7. 27 消防予第 105 号 「消防法の一部を改正する法律の施行について」
- ・昭和 51. 7. 8 消防危第 22 号 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」
- ・昭和 51. 7. 12 消防危第 23-3 号 (質疑) 「危険物施設の形態の変更に伴う手続き」
- ・昭和 52. 3. 30 消防危第 56 号 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」
- ・昭和 52. 10. 12 消防危第 149 号 (質疑) 「屋外タンク貯蔵所の位置の変更」
- ・昭和 52. 12. 19 消防危第 182 号 (質疑) 「危険物製造所等の区分または形態等の変更に伴う手続き」
- ・昭和 57. 1. 19 消防危第 10 号 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」
- ・昭和 58. 11. 17 消防危第 119 号 「譲渡引渡に関する疑義について」
- ・昭和 58. 12. 13 消防危第 130 号 「臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政 (検査・検定関係) の運用について」
- ・昭和 59. 7. 13 消防危第 72 号 「危険物の規制に関する政令等の施行について」
- ・昭和 61. 12. 26 消防危第 119 号 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について」
- ・昭和 62. 4. 28 消防危第 38 号 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」
- ・平成 3. 7. 11 消防危第 78 号 「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」
- ・平成 4. 6. 18 消防危第 52 号 「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵等について」
- 令和 4. 12. 13 消防危第 275 号 (改正) 「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵等について」
- ・平成 4. 6. 18 消防危第 54 号 「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」
- ・平成 9. 3. 26 消防危第 33 号 「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」
- ・平成 9. 3. 26 消防危第 35 号 「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続等の簡素合理化について」
- ・平成 10. 3. 13 消防危第 25 号 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」
- ・平成 10. 10. 13 消防危第 90 号 (質疑) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」
- ・平成 11. 3. 23 消防危第 24 号 「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について」
- ・平成 11. 3. 30 消防危第 26 号 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行

		について」
・平成 12.3.21	消防危第 31 号	「容量が 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について」
・平成 13.4.9	消防危第 50 号	「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用指針について」
・平成 13.8.23	消防危第 98 号	「予防規程作成上の留意事項」
・平成 14.2.26	消防危第 28 号	「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針の一部改正について」
・平成 14.3.29	消防危第 49 号	「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」
・平成 16.3.23	消防危第 35 号	「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDG コード型タンクローリー車，運転要員の確保関係）に係る運用について」
・平成 17.10.26	消防危第 245 号	「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」
・平成 17.1.14	消防危第 14 号	「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」
・平成 18.4.25	消防危第 106 号	「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」
・平成 18.5.10	消防危第 113 号	「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」
・平成 20.3.25	消防危第 54 号	「移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続きの周知について」
・平成 21.10.27	消防危第 193 号	「危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について」
・平成 22.6.28	消防危第 130 号	「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の公布について」
・平成 22.7.8	消防危第 144 号	「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」
・平成 22.7.23	消防危第 158 号	「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」
・平成 23.2.25	消防危第 45 号	「特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について」
・平成 24.8.21	消防危第 197 号	「危険物施設の地震津波対策に係る予防規程の策定について」
・平成 25.10.3	消防危第 171 号	「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きについて」
・平成 30.3.30	消防危第 44 号（質疑）	「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」
・平成 30.12.18	消防危第 226 号（質疑）	「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」
・令和 1.8.27	消防危第 117 号（質疑）	「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」

- ・令和 2. 5. 1 事務連絡 「アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について」
- ・令和 2. 7. 14 消防予第 197 号・消防危第 181 号 「令和 2 年 7 月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について」
- ・令和 4. 12. 13 消防危第 283 号 「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」
- ・令和 5. 3. 30 消防危第 68 号 「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」

○ 関連指針等（ガイドライン）

- ・平成 25. 10. 3 消防危第 171 号 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きについて」

○ 資料

- ・2-1-1 「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」
- ・2-1-2 「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」
- ・2-3-1 「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」
- ・2-3-2 「アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について」
- ・2-3-3 「令和 2 年 7 月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について」
- ・2-6-1 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」
- ・2-7-1 「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」